

フィリピン共和国プロジェクト形成調査報告資料 農業分野



取 扱 注 意

(部 内 限 定)

フィリピン共和国
プロジェクト形成調査
報告資料
(農 業 分 野)

JICA LIBRARY

1125123(8)

平 成 元 年 3 月

国 際 協 力 事 業 団

SC

目 次

1. 調査団派遣の概要
 - 1-1 調査団の目的
 - 1-2 調査団の構成
 - 1-3 調査日程

2. フィリピンの農地改革計画
 - 2-1 CARP*成立の経緯
 - 2-2 CARPの概要
 - 2-3 日本側の対応の経緯

3. 調査結果
 - 3-1 フィリピン政府による総合農地改革計画の改訂
 - 3-2 フィリピン政府関係機関の動向
 - 3-3 主要援助国・機関の動向
 - 3-4 地方における農地改革の推進状況

4. フィリピン政府の改訂した総合農地改革計画
 - 4-1 改訂総合農地改革計画の概要
 - 4-2 今後の農地改革の方向

5. 付属資料
 - 5-1 改訂総合農地改革計画の目次およびプロジェクト
 - 5-2 調査前に入手していた主要プロジェクト
 - 5-3 面会者リスト
 - 5-4 収集資料リスト

* CARPは「総合農地改革計画」を意味し、所有権の移転など狭義の農地改革計画のみならず、農業・農村開発計画としての技術指導、灌漑排水、信用供与、販売促進、農村インフラ、組織の強化、教育・研修などのサポート・サービスのプロジェクトを含んでいる。



1125123 [8]

略語一覧表

- A D B : ASIAN DEVELOPMENT BANK
(アジア開発銀行)
- B A R C : BARANGAY AGRARIAN REFORM COMMITTEE
(村落農地改革委員会)
- C A R P : COMPREHENSIVE AGRARIAN REFORM PROGRAM
(総合農地改革計画)
- D A : DEPARTMENT OF AGRICULTURE
(農業省)
- D A R : DEPARTMENT OF AGRARIAN REFORM
(農地改革省)
- D E N R : DEPARTMENT OF ENVIRONMENT AND NATURAL RESOURCES
(環境天然資源省)
- I A S T : INSTITUTE OF AGRARIAN STUDIES
(農地問題研究所)
- L B P : LAND BANK OF THE PHILIPPINES
(フィリピン土地銀行)
- M A R O : MUNICIPAL AGRARIAN REFORM OFFICE
(市町村農地改革事務所)
- N E D A : NATIONAL ECONOMIC AND DEVELOPMENT AUTHORITY
(国家経済開発庁)
- P A R C C O M : PROVINCIAL AGRARIAN REFORM COORDINATING COMMITTEE
(州農地改革調整委員会)
- P A R O : PROVINCIAL AGRARIAN REFORM OFFICE
(州農地改革事務所)
- U S A I D : U.S.A. AGENCY FOR INTERNATIONAL DEVELOPMENT
(米国国際開発庁)
- W B : WORLD BANK
(世界銀行)

1. 調査団派遣の概要

1-1 調査の目的

比国が実施しようとしている農地改革は同国の経済発展に不可欠な条件であり、社会的公正と政治的安定を実現するための基本的課題である。同時に農村部に多い貧困層の所得を向上させるには生産基盤（インフラ）の整備ならびにサポートサービスの強化が必要であることから、日本政府は農地改革計画を広義の農業・農村開発事業に含まれているという方針に基づいて農業協力の具体的検討を行って来た。今までの日本の対応の経緯は、フィリピン国別援助研究会の報告（87年4月）に基づき、大来ミッション（87年6月）が比側と重点分野について合意を得、その中の農業分野に関して対比農業協力ミッションが派遣され（87年11月）、さらに本年度の年次協議において比側より強い要望のあった農地改革についてのミッションが派遣された（88年11月）。以上の経緯を踏まえて、比国に対する農業協力、特に農地改革に対する協力の実施指針を検討する。

1-2 調査団の構成

氏名	業務分担	所属
中原良雄	団長	(社)国際農林業協力協会 技術参与
檜山秀樹	団員	(社)国際農林業協力協会 職員
福永敬	団員	国際協力事業団 企画部地域課職員

1-3 調査日程

※調査期間 平成元年2月19日～同年3月5日 (15日間)

日順	月/日	曜日	行 程	訪 問 先	宿 泊 地
1	2/19	日	東京 (14:55) PR433 →マニラ (18:30)		マニラ
2	20	月		9:30～ JICAフィリピン事務所打合せ 14:00～ 在フィリピン日本大使館表敬 15:00～ OECFフィリピン事務所訪問	〃
3	21	火		10:00～ NEDA訪問・意見交換 14:00～ DAR訪問・意見交換 16:30～ DENR訪問・意見交換	〃
4	22	水		9:30～ DA訪問・意見交換 14:00～ LBP訪問・意見交換	〃
5	23	木		9:00～ ADB訪問・意見交換 14:00～ USAID訪問・意見交換	〃
6	24	金	マニラ →ロスバニョス	10:30～ IAST訪問・意見交換	〃
7	25	土		資料整理 (福永団員帰国)	〃
8	26	日		〃	〃
9	27	月		9:00～ リージョンIV DAR事務所訪問・意見 交換	ラグナ
10	28	火	マニラ→ラグナ ラグナ→バタンガス	16:00～ ラグナ州DAR事務所訪問・意見交換 10:30～ ロザリオ町DAR事務所訪問・意見交換 14:00～ バランガイ訪問・意見交換(ロザリオ)	バタンガス
11	3/1	水	バタンガス→マニラ	10:30～ アシェンダ訪問・意見交換(バタンガス)	〃
12	2	木		10:00～ WB訪問・意見交換 14:00～ USAID訪問・資料収集	マニラ
13	3	金		9:30～ DAR他各省との最終意見交換 14:00～ イタリア大使館訪問・意見交換 17:00～ JICA事務所、日本大使館へ調査概要報告	〃
14	4	土		資料整理	〃
15	5	日	マニラ (14:50) JL742 →東京 (19:45)	帰 国	

2. フィリピンの農地改革計画

2-1 CARP成立の経緯

- 1) フィリピンにおける農地改革は1954年にマグサイサイ政権、1963年にマカバガル政権および1972年にマルコス政権によって実施されてきた歴史がある。最後のマルコス政権の農地改革は保有面積の限度が7haで、米およびとうもろこし作地を対象にしており、政権交替後もアキノ政権の農地改革の一部としてとりあげられた。(1972～88年に受益者177千人に対して214千haの農地が配分された)
- 2) アキノ政権は1986年に新憲法を制定したが、その中に農地改革を実施することを宣言した。例えば憲法第2条第21項は“国家は包括的農村開発および農地改革を促進しなければならない”と規定し、また第4条第4項～第6項は農地改革の内容を規定している。
- 3) 1987年3月に政府は促進農地改革計画(保有面積の限度は水稻/とうもろこし作地7ha、その他24.9ha^{*})を作成して、初めて農地改革実施の具体案を示した。その後世界銀行などの示唆を受け入れて検討を重ねた結果CARPの第1次案を作成したが、政府の関心は次第に農地改革法そのものの制定に移った。結局新しい国会の成立を待たず、1987年7月に大統領布告131号により農地改革の大綱を、大統領令229号によりその実施細目を定めたが、農地改革の焦点となっていた農地の保有限度および改革実施の優先順位は国会の立法に委ねる措置がとられた。大統領布告131号および同令229号によって、CARPの対象となる土地はすべての公有地および私有地を含むことが明示され、地主による所有農地の強制登録、改革対象農地の購入・譲渡手続きおよび農地改革実施の政府機構が定められた。
- 4) 国会の上下院は農地改革法案の保有限度について対立し、地主色の濃い下院の7haに対して上院は3haを主張したため審議が長引いた。1年近い論争の末1988年7月ようやく成立した。農地改革法の保有限度は両院の妥協によって5ha(た

* 24.9haは、計画の算定に使用された保有面積である。

だし、15才以上の子供が農業に従事した場合にはさらに3haずつ追加保有を認める。) 、また受益者の取得面積は3haと決定した。法律は農地改革の実施期間を10年間(1988年半ばから1997年半ば)と定めた。

- 5) 1988年9月に大統領府農地改革審議会の作成した総合農地開発計画(CARP - Comprehensive Agrarian Reform Program)が発表され、日本を含む主要援助国・機関に送付された。計画は第1巻“経済および財政上の影響の分析”、第2巻“計画の実施要領”、第3巻“外資援助の対象となるプロジェクト”の3巻にまとめられた。
- 6) 以上の経緯を示したのが表1である。(この表には2-3で説明する日本の対応の経緯をあわせて示している。)

2-2 CARPの概要

- 1) フィリピンの国土面積30,000千haに対して耕地面積は約9,700千haである。CARPの対象面積は耕地のほかに農地に適する森林および農耕適地が農地として開発されていない公有地を含めて約10,000千haである。その内、私有地は2,800千haと推定されている。受益者の数は約3,900千人の見込みである。
- 2) その実施期間は10年間で、実施の順位は第1期(この期はマルコス政権が始めた水稻およびとうもろこし作地を含む)、第2期は1992年に完了し、第3期は1992年から1997年までに完了する計画である。対象となる土地の種類と推定面積は次のとおりである。

表1 CARP成立および日本の対応の経緯

総合農地改革計画（CARP）成立の経緯	日本の対応の経緯
<p>1986. 2 アキノ政権樹立</p> <p>10 農地改革を織り込んだ新憲法案作成</p>	<p>1986.10 アキノ大統領訪日</p>
<p>1987. 2 新憲法制定、発効</p> <p>3 促進農地改革計画の作成および世銀農地改革ミッションの訪比</p> <p>5 国会議員選挙（上下両院）</p> <p>7 農地改革大統領布告および大統領令公布</p> <p>8 保有面積、優先順位に関する国会審議開始</p> <p>11 促進農地改革計画の改訂</p>	<p>1987. 1 JICA国別援助研究会による対比経済協力方針の検討</p> <p>4 同研究会報告書（国内検討作業および現地調査。座長 高橋彰教授）</p> <p>6 大来ミッション訪比（対フィリピン経済協力総合調査団、大来団長以下19名、1週間）</p> <p>8 農地改革省、フィリピン大学農地問題研究所のスタッフの来日（アジア財団—Asian Foundationの主催による台湾、韓国および日本の農地改革の研修）</p> <p>11 農業協力ミッション訪比（JICAフィリピン農業分野プロジェクト形成調査団） （団長、下荒地外務省調査計画課長以下8名）</p>
<p>1988. 2 大統領令に基づく土地所有者強制登録</p> <p>6 農地改革成立、公布</p> <p>9 大統領農地改革計画審議会による総合農地改革計画（CARP）の作成、主要ドーナへの配布</p>	<p>1988. 3 フィリピン政府派遣による農地改革大臣訪日</p> <p>11 上院農地改革委員長議員連盟の一員として来日</p> <p>11 フィリピン政府派遣による農地改革省次官来日</p> <p>11 JICAフィリピン農業分野プロジェクト形成調査団訪比 （団長 高橋教授他6名、4日間）</p>

期	土地の種類*	推定面積 (1,000ha)*
第1期	水稻、とうもろこし作地**	728
(初年度から	休閑地/遺棄された土地	250
4年間)	大統領諮問委員会接收地	3
	政府保有農地	74
	計	1,055
第2期	譲渡/処分可能な公有地	4,595
(初年度から	社会林 (ISF) 地域の適地	1,880
4年間)	再入植地	479
	50 haをこえる私有農地	706
	計	7,660
第3期		
(6年度から	5.0~24.0 haの私有農地	1,064
4年間)		
(4年度から	24.0~50.0 haの私有農地	517
3年間)		
	計	1,581
第1期~第3期合計面積		10,296

3) そのほかのCARPの主な特長をあげておく。

- a. 地主の保有限度***は5haであるが農業に従事する子供1人について3haが加えられる。受益者の取得面積は3haである。

* 合計面積のなかに地主の自発的に提供する土地400千haが見込まれている。

** マルコス政権下でとりあげられなかった面積である。

*** 大統領令27号によって1972年に始められた農地改革の保有限度7haはそのまま認められている。

- b. 地主の補償額は公正な価格であることが規定され、その算定の要因として土地収用にかかる経費、同じような土地の現在価格、農地としての適性、実際の耕作状況および農地からの収入、強制登録の際の地主の評価額、納税額、および政府の鑑定人の評価が考慮されることになっている。
- c. 地主に対する補償は現金で25%~35%^{*}で、残額は10年均等償還の土地銀行債で支給される。
- d. 受益者の支払額はcの補償金と同額で、LBPに対して30年賦の償還が認められている。しかし、特定年度の収入が一定の限度より下回った場合は減免する規定がある。
- e. 受益者の取得した農地の譲渡は10年間禁止している。しかし、取得農地を土地銀行の担保として提供することができるが、農地購入のための貸付金が3年間不払になった場合は土地銀行がその所有権を取得できる。
- f. 農地改革の推進のため、中央に大統領府農地改革審議会、州に州農地改革調整委員会とバランガイ（村）にバランガイ農地改革委員会が設立される。中央の審議会は大統領が議長で農地改革の基本方針を策定するが、州およびバランガイの委員会は諮問委員会として機能することになっている。
- g. そのほかに、地主による小作人に対する直接譲渡、地主の申出による自発的な政府に対する譲渡、多国籍企業の経営している農場に対する適用などに関する特別規定がある。

* 50ha以上は25%、24~50haは30%、24ha以下は35%が現金払いである。

2-3 日本側の対応の経緯

- 1) 表1はフィリピンの総合農地改革計画（CARP）の日本側の対応の経緯を示している。（CARPの成立の経緯もあわせて記載されている）。以下その内容について説明を加える。
 - a. 農地改革を援助対象として取りあげることになって、1987年1月にJICAの国別援助研究会が対比経済協力方針の検討を始めた。研究会は国内検討作業および現地調査を行って、1987年4月に報告書を作成し、対比援助の基本的考え方は、大来ミッションの勧告に採用された。
 - b. 1987年6月の研究会報告の概要は次のとおりであった。
 - (a) 中期開発計画（1987～92）に示された比国政府の開発目標は、雇用の創出、貧困の撲滅、公平な分配、持続的経済成長の実現を目指すものであり、基本的に評価できるものである。今後は同目標を支援する方向で援助が実施されること。
 - (b) 援助案件の実施主体は、あくまでも比側であることを念頭に置き、日比間の援助の責任分担を明確にするとともに援助受入側の実施体制、実施能力を勘案しつつ、援助吸収能力と成長のポテンシャルを高める援助を行うこと。
 - (c) 従来の社会経済基盤整備の援助と並んで、国民の大部分を占める貧困層を目標グループとすること。
 - (d) 従来の対比援助が建物、施設などのハードウェアに重点が置かれていたことに鑑み、今後は政策立案、運営・管理などのソフトウェアへの援助を増やすこと。また、援助の計画と実施にあたっては、案件が環境に及ぼす影響などに十分配慮すること。
 - (e) 比国および日本の民間の人材、能力を援助プロジェクトの実施段階において積極的に活用すること。
 - c. 大来ミッションはフィリピン経済復興について協議し、総括討議において農地改革に触れ、次の農業・農村開発の一環としての農地改革への援助の基本方向を打ち出した。

- (a) 中期開発計画に示された目標は、比経済の現状に鑑み妥当なものと考えられ、今後は同目標を支持する方向で援助を実施する。
 - (b) 短期的には、フィリピンの経済が深刻な経済危機から立ち直りつつある現状に鑑み、フィリピンの経済復興に緊急に必要な老朽化した経済基盤を中心とする経済インフラのリハビリテーションと国際収支・財政改善に資する速効的な協力（就中、商品借款（経済支援借款））に重点を置くこととする。
 - (c) 中長期的には、各分野の生産性の向上による持続的経済成長を重視するとともに、フィリピン政府が農業分野に重点を置いていることに鑑み、また、貧困撲滅、公平な分配に資するとの観点から、都市部でのインフラ整備に加え、地方農村地域での雇用の創出、同地域の経済社会インフラ整備及び農業開発に重点を置いた援助を実施する。
 - (d) 現在のフィリピンの外貨事情にも鑑み、外貨獲得に資する輸出産業の育成・振興に資する協力（輸出産業の育成・振興に資するインフラ整備を含む）を行う。
 - (e) 従来の経済・社会インフラの援助と並んで、国民の大部分を占める貧困層により直接ひ益するよう、地域、規模を勘案したプロジェクトをも検討して行く。
 - (f) 従来の対比援助は、建物、施設建設、技術移転センターというようなプロジェクトベースのインフラ整備が高い比重を占めていた。今後はかかる援助と並んで（その場合従来の援助の維持、発展も重要である）、政策立案、運営・管理などのソフト・ウェアの分野への援助も増大させることとする。特に人造り協力については今後ともこれを重点的に実施する。
 - (g) 比国及び日本の民間の人材・能力を援助プロジェクトの実施段階において積極的に活用しつつ、民間部門の育成に資する協力を実施する。
- d. 1987年11月の下荒地ミッションは農業・農村開発分野について協議し、表2に示す対比農業・農村開発の重点協力プログラムの作成に成功した。

表2 対比農業・農村開発分野重点協力プログラム

重点協力サブ・セクター (全般)	技術協力	無償資金協力	有償資金協力
1. 小規模自営農民の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・農業開発のマスター・プラン作成 ・農業・農村インフラ整備に対する開発調査及び技術指導 ・営農、栽培技術の普及、指導 ・ポスト・ハーベスト技術の普及、指導 ・優良種子の生産、流通に対する開発調査、技術指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・末端灌漑等を含む小規模な農業・農村インフラの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム、幹線水路等農業生産基盤の整備 ・収穫後処理施設建設等のポスト・ハーベスト分野改善 ・生活用水、農村電化等農村の生活環境整備
2. 農業生産の多様化及び市場開発	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の技術に対する開発調査、研究 <ul style="list-style-type: none"> *市場性の高い作物、品種の栽培技術 *品質向上、処理加工技術 ・流通システムの整備に対する開発調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究、普及、訓練施設の建設、機材供与 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方道路、冷蔵施設等の農産物流通システムの整備
3. 農業支援サービス・組織の整備、強化	<ul style="list-style-type: none"> ・農協組織の育成 ・農業研究体制の再編・強化 ・統計情報システムの整備に対する開発調査、技術指導 ・普及員の資質向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連施設の維持管理用機材供与 ・2KR 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業金融に対するツリー・ステップ・ローン
4. 天然資源の適正な利用と保全	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の技術に対する研究、普及指導及び開発調査 <ul style="list-style-type: none"> *造林、森林保全 *沿岸漁業資源の開発、利用 ・木材生産関係技術開発、改良のための研究、普及指導 ・水産養殖技術に対する研究、普及指導 		

- e. 1988年11月の高橋ミッションは公式に要請のあった4案件、ハラハラ農業開発計画、車輛・視聴覚機材供与、地図作成およびデータベース作成について検討して、案件の問題点を指摘した。
- f. 1989年3月末におけるeの4案件の現状はハラハラ農業開発計画を除いて比側からのNEDAを通じた比側の正式な回答を待っている状況である。
- (a) ハラハラ農業開発計画
4月に開発調査の事前調査団を派遣する予定。
- (b) 車輛・視聴覚機材供与
本件につき2KRの見返り資金使用の要請があれば検討することは可能なので、まず比国の内部調整が必要である。
なお、円借款との関連では、第15次円借款の森林セクター計画ローンの商品リストに記載されているモーターサイクルを農地改革関連プロジェクトに利用することは可能である。
- (c) 地図作成
1988年11月の高橋（東大教授）ミッション訪比の際にも、比側要請の規模が大き過ぎるのでスコープの縮小とともに、プロジェクト・オリエンテッドな形で案件を修正して要請するよう比国に伝達している。
- (d) データ・ベース作成
比側要請が規模過大であり、適正規模で再要請を行うよう比国に伝達している。
- (f) このほかに正式な要請のあった案件は土地の利用・管理に関する長期専門家1人および日本政府とCARPを実施するDARの協力関係を円滑にするための仕組みを策定する短期専門家の派遣である。

2) フィリピン政府の総合農地改革計画は関係省庁のプロジェクト準備が不十分な段階で取りまとめられたとみられている。日本側の入手した案件も入手時期あるいはルートによって異なる内容のものが入り雑っているのはそのためである。着想の段階のプロジェクト、実施地域の選定されていないプロジェクトや対象の重複したまま調整されていないプロジェクトが多く、殆んどF/S実施の段階まで準

備がすすんでいなかった。プロジェクトによっては資金源の表示されていないもの、単に外資援助が必要であると表示しているもの、あるいは日本の援助対象プロジェクトであると明示しているもの、NEDA（国家経済開発庁）の承認案件であるかどうか不明であった。NEDAから正式に日本の援助要請のあった案件の数は限られ、全体的にみてNEDAの審査を経ることなく準備した関係省庁が直接日本側に非公式に検討するよう手渡した案件の数が多かった。

- 3) 総合農地改革計画（CARP）は第3巻に外資援助の対象となるプロジェクトとして53のプロジェクトを記載している。（付属資料 5-2 参照のこと。）この他にNEDAの作成する中期投資計画（Medium-Term Investment Program）と中期技術援助計画（Medium-Term Technical Assistance Program）も農地改革および農業・農村開発関係のプロジェクトを記載している。CARPは大統領府農地改革審議会の事務局であるDARが作成し、中期投資および技術援助計画はNEDAが作成している。

3. 調査の結果

3-1 フィリピン政府による総合農地改革計画の改訂

- 1) 調査団はプロジェクト形成調査の準備作業として出発前に入手していた案件を整理してリストを作成した。このリストを使って日本の援助を正式に要請する政府の窓口であるNEDAが承認している案件の資金用途、資金源、実施期間、準備の熟度などの内容を確認し、続いて日本の援助が想定されている案件を中心に実施の責任省庁とさらに詳細な検討をする予定であった。しかし、世界銀行がフィリピン政府に対して実施期間が10年である大統領府農地改革審議会の総合農地改革計画(CARP)をもとにして、実施期間4年の計画を作成するようフィリピン政府に要請していたことから、調査団の調査と政府の見直し作業が時期的に重なることになった。
- 2) フィリピン政府と世界銀行は総合農地改革計画の改訂について次の通り合意したとNEDAおよびDARの説明があった。したがって、調査団の意図していた案件別の内容分析実施は極めて難しいことがわかった。
 - a. 1988年1月の協議会において、延々となっていた農地改革を議題とする主要援助国・機関によるミニCG(協議会-Consultative Group Meeting)の開催を中止し、その代わり5月頃に開かれる予定のフィリピン援助のCGにおいて、累積債務対策のほかに農地改革計画を重要議題として取り上げる。
 - b. フィリピン政府は1989年9月に作成した3巻の総合農地改革計画(CARP)の内容を改訂する必要があるかどうかを検討し、同時にCARPになじみの薄い援助国・機関のためにCARPのConcept Paper(趣意書)を作成してCGに提出する。
- 3) 前記の合意に基づいて1989年2月22日にフィリピン政府と世界銀行はさらに実施の細部について協議し、次の通り取り決めた。
 - a. フィリピン政府は新しい算定基準によってCARPの所要資金量を計算し直す。

- b. 現在3巻にまとめられている総合農地改革計画(CARP)を次の通り4巻にまとめ直す。

	1988年9月作成計画 (改定前計画)	1989年3月作成計画 (改訂後計画)
第1巻	Economic and Fiscal Implications (経済および財政上の影響の分析)	Main Text of The Report (報告の主要な論点)
第2巻	Program Requirements (計画実施要領)	Annexes (添付資料)
第3巻	Projects Proposed for Foreign Financing (外資援助の対象となる プロジェクト)	Package of Projects Proposed for Financing in The Medium Term (中期 の資金手当を要するプロジェクト)
第4巻	—	RA6657 and Legislations/Guidelines, Administrative Issuance Already Formulated on CARP (法令、指導要領、 行政命令等)

- 4) CARPのConcept Paperの作成とCARP自体の改訂は3月15日までに政府原案をとりまとめ、世界銀行と調整した上で、おそくともCG開催予定日の1か月前(4月中)に援助国・機関に配布する。

3-2 フィリピン政府の関係機関の動向

- 1) 世界銀行の勧告に基づいて始められた総合農地改革計画の見直し作業のため、関係省庁はNEDAを中心に個別案件を含む計画全体の再検討を行っていた。その結論は調査団の滞在中に出されなかったため、当初予定していた関係省庁とのNEDAの承認した個別案件の内容分析をとりやめ、総合農地改革計画に対する関係省庁の基本方針などについて意見を交換するに留めた。

- 2) 関係省庁にプロジェクト準備の熟度を高める考え方をただしたところ、共通した回答があった。その回答は援助国・機関がなるべく早い時期に援助対象プロジェクトを選定すれば準備作業に必要な人材や経費が不足していても集中することによって満足できるプロジェクトの形成ができる。しかし、いくら合理的であっても幾つかのF/Sを完了してはじめてプロジェクトを選ぶ方式は実施し難い注文であることを理解して欲しいということであった。実際問題として我が国もプロジェクトの内容がはっきりしないまま選定できないのであるから、フィリピン政府は自ら援助対象プロジェクトを決定して準備をすすめるべきである。
- 3) NEDA : 総合農地改革計画の改訂作業の中心機関としてNEDAは多忙であったが、改訂前のデータを利用して日本の援助を期待している案件の一覧表を作成するという好意のある申し出があった。しかし、改訂作業のためコンピューターが利用できず、資料は作成されなかった。その代わりに、世界銀行との調整がつき次第、改訂した総合農地改革計画を日本側に手渡すことが了解された。帰国直前の話合いでは3月下旬に手渡しできる見込みであるということであった。
- 4) DAR : DARは大統領府農地改革審議会の事務局として3巻からなるComprehensive Agrarian Reform Program (CARP) のとりまとめ作業を担当したが、第3巻に記載されたプロジェクトとNEDAの作成した中期技術援助計画のプロジェクトは一致していなかった。総合農地改革計画の改訂にあたって、DARとNEDAは協議してできるだけ共通したプロジェクトをとりあげることになっている。またDARが独自に準備した日本の援助を想定した案件のリストについて調査団に説明があった。表3は各案件の援助の内訳を示している。(DARは日本以外の国や国際機関の援助を想定した案件のリストを作成していなかった。総合農地改革計画改訂の際に援助資金源を示すという方針をとりたいということであった。)

表3 DARの想定している日本援助対象案件

要請案件	援助内容	援助額 (1,000ドル)	実施期間
1. 農地改革研究調整センター			
(1) センター建設	無償資金協力	8,970	1989
(2) 地方施設調査	開発調査	100	1989
(3) 地方施設建設	無償資金協力	1,956	1990
(4) モデル/パイロット・プロジェクト調査	開発調査	113	1990-1992
(5) 研修/専門家派遣/資機材供与	プロジェクト 方式技術協力	4,833	1990-1992
(6) モデル/パイロット・プロジェクト実施	無償資金協力	(開発調査後決定)	1991-1992
1 の計		15,978	
2. ハラハラ総合農村開発プロジェクト			
(1) F/S	開発調査	98	1989
(2) プロジェクトの実施	無償資金協力	8,184	1990-1992
2 の計		8,282	
3. 総合データ・ベース開発/DARの経営管理の支援			
(1) システムのソフトウェア設計	開発調査	450	1989
(2) 日本におけるコンピューター操作の研修	研修事業	289	1989-1990
(3) システムの設置/ハードウェア供与/管理用の資機材供与	無償資金協力	4,784	1990-1992
3 の計		5,523	
4. 総合的な農地の整理・統合			
(1) 自主的土地提供地域におけるF/S	開発調査	866	1990
(2) パイロット・プロジェクトの実施	借入金	(開発調査後決定)	1991
4 の計		866	
5. CARP促進のための機資材の供与			
(1) オートバイ等交通手段の供与	商品貸付	(内訳なし)	1989
(2) 事務機資材の供与	〃	(内訳なし)	1989
5 の計		14,914	
6. 農村地域の通信網設置	プロジェクト 方式技術協力	8,893	1990-1992
7. 農地改革実施村落における農村工業の開発(F/S)	開発調査	225	1992
8. 土地利用管理の専門職派遣	専門家派遣	—	1989-1990
9. CARP実施に伴う日本政府との協力の仕組みを開発するための7人の専門家派遣	専門家派遣	—	1989
10. 日本における幹部職員の研修	研修事業	—	1990-1992
11. 日本における一般職員の研修	研修事業	—	1990-1991

(注) 要請案件1～7までは改訂後の総合農地改革計画第3巻のプロジェクトとして含まれている。

- 5) DA (農業省-Department of Agriculture) : DAは農地改革の受益者に対するサポートサービスを提供する農地改革支援の中心機関であるが、4つの主要な事業をとりあげて今後の推進方針を記載した資料を調査団に提出した。所要金額56百万ドルのうち22.4百万ドルの外資援助が必要である。

<u>本業の種類</u>	<u>援助金額 (百万ドル)</u>
1. 農業普及事業の再編成	12.9
2. 市場開発	5.3
3. 農村工業の振興	2.3
4. 組織の強化	<u>1.9</u>
	22.4

DAは国有地や大農場の開放によって普及員の定員を増やす必要があると考えていたが、15,000人のスタッフの質的向上をはかれば現在の人員で十分対処できるとの意見が援助国・機関から出たため増員は見送られることになっている。

- 6) DENR (環境天然資源省-Department of Environment and Natural Resources) : DENRは農地改革の推進に必要な基礎資料である地図作成のため日本の援助を想定して調査団に説明した案件の内容は次のとおりである。

1. モデルとして実施する地域-バンバンガ州
2. 実施期間-2か年
3. 所要資金の内訳

初年度	航空写真 (1 : 20,000)	634	千ドル
	現地測量	1,216	〃
2年度	モザイク地図の作成 (1 : 20,000)	323	〃
	地図作成 (1 : 4,000)	<u>2,000</u>	〃
計		4,173	〃

なお、このプロジェクトは改訂後の総合農地改革計画第3巻のプロジェクトとして含まれている。またこのモデルケースの経験を活かして全国地図の作成計画を樹立することになっている。

7) L B P (フィリピン土地銀行-Land Bank of the Philippines) : 農地改革実施に要する信用事業資金は858億ペソで、次に多い農地移転費774億ペソをこえる金額である。農地移転費の資金はできるだけ国内資金で賄う方針であるが、信用事業の資金の半分以上は援助資金によって調達する計画となっている。金額の大きいこの信用事業資金を受益者あるいは地主に融資するのがL B Pの役割である。この事態に対応するためL B Pを農業金融の中央機関にしたいという法案がすでに国会で審議されているが、この法案の狙いはL B Pを通じて農村に流す融資のパイプを強化することである。

L B PはA D Bから無償の技術援助資金500千ドルで組織の強化をすすめ、中央機関としての機能を果す準備をはじめている。強化策の焦点は機構の再編成、業務の効率化、新規資金需要の掘起しなどである。

L B Pは、すでに業務改善に着手している。従来のL B Pが農民直接の貸付を主体にした経営であったのに対して、漸次農村銀行 (rural bank) に対する貸付を主体にする卸業務中心の経営に切り替えている。コストのかかる農地改革の受益者による協同組合の組織化や中央銀行と協力して経営不振な農村銀行の再建をはかっているのはこの新しい経営方針に沿うものである。人手と時間のかかる個人貸付の減少によって、農村銀行の濃密指導が可能になり、このため、新規の貸付金は条件どおり全額返済される好実績をあげている。また内部機構として従来からあった地主対策グループ、現業グループ、農村グループのほかに、新たに農民生活を支援するグループを加えて巾広く農村地域の開発に資金の需要の調査をはじめ、将来は農業開発のシンク・タンクになることを目標にたてている。細かい説明資料は入手できなかったが、L B Pの示した次の案件リストはこの新しい動を示している。

案 件 名*	推定コスト (百万ドル)
1. ポストハーベストのサービスセンター	4.2
2. 農機具のプール化とそのレンタルシステム	13.1
3. 塩害地/湿地の開発事業	40.8
4. 養蚕事業	6.2
5. 黒こしょうの契約栽培事業	2.0
6. 海藻の人工育成事業	2.3
7. 交配によるアバカの改良事業	3.9

- 8) I A S T (農地問題研究所-Institute of Agrarian Studies) : D A Rは農地改革事業の進捗をモニターする部門を設置しているが、調査研究は I A S Tに委託して実施している。I A S Tは大学の予算による独自の調査研究を行うほかに D A Rの委託研究調査をあわせて行っている。最近の事例をとってみれば、委託を受け、設立1年を経過した十幾つのバランガイ農地改革委員会の実態調査をはじめている。バランガイ(村)の農地改革の当事者である農民の考えをバランガイ委員会がどのように取り扱っているかを調べ、今後の運営方法を検討するのが調査の目的である。改訂後の総合農地改革計画第3巻にD A Rと I A S Tのための研究開発の支援を主旨とするプロジェクトが含まれている。

3-3 主要援助国・機関の動向

- 1) 農地改革の規模が大きいこと、購入および譲渡手続が複雑なこと、基礎資料が不足していること、法律の解釈が確立していないことなどから、農地改革が現在予定している10年間に完成しないため、改革が中途半端のまま中止されることがあるのではないかと懸念している援助国・機関がある。イタリア大使館が主催した援助国・機関の非公式会合において発表された次の問題点に出席者が同意したことからも農地改革に対する援助国・機関の不安感を示していた。

* 案件4を除く6つの案件は改訂後の総合農地改革計画第3巻のプロジェクトとして含まれている。

8	課 題	実施する省	問 題 点
	1. 土地の評価	DAR	データ不足/欠除
	2. 土地の測量	DENR	スタッフと移動用車輛の不足、データ処理に時間のかかりすぎること、土地利用図のないこと。
	3. 受益者の確認	DAR	スタッフと移動用車輛の不足
	4. 補償手続	LBP	手続の複雑なこと、法的解釈の統一されていないこと、末端事務所のネットワークの完成していないこと。
	5. 共同所有者の協同化	DA	研修制度の整備されていないこと、トレーナの不足していること。

2) DARは農地改革に対して援助国・機関が危惧の念をもっていることを素直に認めている。しかも、いろいろな機会に同じような問題が繰返し論議されているので、根本対策をたてて問題の解決が必要になっている。しかし、援助国・機関の懸念を解消したいと願っているDARが日常業務に追われて関係者を納得させる能力がないので、とりあえず緊急を要する問題についてはIASTに調査を依頼している。DARとIASTが本格的に調査データを収集して分析するにはコンピューターシステムの導入が優先度の高いプロジェクトになるというのがDARの見解であった。

3) 主要援助国・機関動向

a. アメリカ大使館：大使館はDARおよびDAが真剣に総合農地改革計画と取り組んでいると評価しているものの、農地改革に関する基本問題の検討が不十分であると批判的であった。農地改革に要する経費が大き過ぎるのではないか、また、農地改革のために機構の拡張や職員の増員の適正規模を事例としてあげていた。

また、新聞に大きく報道されたフィリピンの農地改革の援助資金として議会在承認した50百万ドルの用途は、農地改革の進行状況からみて農業開発プロジェ

クト中心の内容になるとの説明があった。また、この資金の対象となるプロジェクトを詳細にモニターして、今後の援助方針の基礎データとして活用したいという考え方をのべた。

- b. イタリア大使館：イタリアは最近フィリピン政府に対して50百万ドルの援助を約束したが、主としてミンダナオ島で使用する計画になっており、地図の作成、普及および研修事業の強化、小農経営の機械化などをとりあげるとい報告があった。また3月のはじめに主催した非公式な援助国・機関の会合の目的は投資計画の重複を避けることであったが、意見を交換するため今後も開催してはどうかという意見を表明した。
- c. 世界銀行マニラ事務所：世界銀行は日本と同じく農地改革計画を広く解釈し、狭義の農地改革計画と農業・農村開発計画をセットとして取り扱っており、例年行っている農業開発プロジェクト融資が農地改革を支援しているという考え方を述べた。また、ミニ・マーシャル・プランによる100億ドルの資金枠設定を特に重視する必要があるのだろうかという疑問を投げかけた。即ち、毎年20億ドルの資金援助を要するプロジェクトを実施すれば5年間に100億ドルになるのであるから、フィリピン政府の問題は資金枠の確保より援助資金を有効に利用できる優秀なプロジェクトの形成であると指摘した。この考え方は援助国・機関に共通しているので、フィリピン政府は速かに焦点をプロジェクト形成に移すべきであると強調していた。
- d. ADB：ADBはCARP支持の基本方針を決定したが、具体的な援助案は5月に開かれる予定のCGの結果をみてから着手する考えであった。現在ADBが実施しているのはLBPの組織強化に対する500千ドルの技術援助資金で、農地改革のサポートサービスの強化に資するものであるとの説明があった。

3-4 地方における農地改革の実施状況

- 1) 調査団の地方視察はラグナ州（主要作物は水稻およびココナツ）とバタンガス州（主要作物はさとうきび）の2州に限られ、調査した地域はルソン島のなかでも豊かな農村地帯であった。また、マルコス政権の大統領令27号にもとづく水稻と

ともろこし作地を対象にする農地改革は、小作人の力の強いこともあって比較的順調に進行した地域であった。したがって、アキノ政権の農地改革法のもとで所有権移転などの事務処理が円滑にすすんでいたのは、この地域の恵まれた条件が大きく影響しているのではないかと考えられた。たとえば、バタンガス州では3市町村にまたがって8,000ha以上の農地を保有していたアシエンダー家が自発的に政府による農地の買上げを申し出たので、かなり大きい面積のさとうきびおよびココナツ作地を農地改革の第1期の対象事業としてとりあげることができたのである。最近になって本格的に農地改革を取りあげようとする地帯は3-3で説明した問題点が大きな障害になりえると推測できる。今後広い地域の調査を積み重ねてはじめてマクロ的な農地改革の難易の度合が判明することになるだろう。

2) 調査団が訪れたリージョナル (Regional) 、州 (Provincial) および市町村

(Municipal) の農地改革事務所に共通していたのは事務所の雰囲気明るく、また職員の志気が高いことであった。膨大な事務量の処理にあたって、時間外手当がないにもかかわらず週末に勤務するのが当たり前になっており、また旅費が大巾に不足するか全然ない場合であっても自己負担でバスを利用してバランガイ(村)に出掛けていた。(大きな事務所でもジープやオートバイの台数が不足し、1台も持っていない市町村事務所もあった。) 管理職はこのような無理な体制をいつまでつづけることができるかについて心配していた。

3) 調査団の訪れたバランガイの集会では、役人が同席しているにもかかわらず農民の自由な発言が目立ち、主婦も自分たちの必要なプロジェクトの説明をした。地域の指導者たちは人民革命 (People's Revolution) のもたらした自由が農民まで浸透し、バランガイの生活向上を目指すプロジェクトの実施を要求する声之急に高まっていると説明していた。しかし、現在のところ思いつきの要求が多く、内容の検討が不十分な場合が多いので、要求を具体化するにはまず地域開発のマスタープランが必要であり、その枠内で各要求の位置づけができれば建設的な取りあげ方ができるという意見が強かった。

4) 調査団は農地改革に反対する農民、あるいは地主に出会わなかった。いろいろな人の意見を求めたところ、農地改革法が制定された現在今更反対しても無駄であるという回答が支配的であった。パタンガスのアシエンダは、アキノ政権が安定して強くなるためには農地改革の成功が必要条件で、もしアキノ政権が失敗すれば、新人民軍 (New People's Army) がもっと徹底した独自の農地改革を実施するだろうとみていた。大農地を保有するアシエンダ時代は終わったと諦めていたのが印象に残った。

5) 以下調査団が訪問した地方の農地改革の実施機構についてのべる。

a. BARC (バランガイー村農地改革委員会-Barangay Agrarian Reform

Committee) : BARCは諮問機関であって、日本の市町村農地委員会が与えられた農地改革推進上の末端機関としての行政機能は持っておらず、DARの末端機関はのちにのべるMARO (市町村事務所) であった。BARCの機能は大統領令229号および農地改革法が規定しており、その主なものは次のとおりである。

- 農地改革推進プログラムに参加し、かつ支援する。
- 農業上の紛争があれば調停、和解あるいは仲介する。
- 受益者の耕作している農地の圃場図の正確であることを認定する。
- 受益者に対する各種のサポート・サービスの提供を調整する。
- DARを援助する事項として(1)バランガイー内の受益者および土地所有者の確認、(2)受益者の行う金融機関からの資金借入手続の指導、(3)最初に行う土地価格の決定、(4)DARに提出する定期報告の作成などがあげられている。

BARCは事務所を持たず、その委員および書記は無報酬の名誉職である。DARは委員会の設置費として2,000ペソのほかに毎月の運営費として1,000ペソを支給している。

BARCの構成員は互選される6名(農地改革受益者、農民である非受益者、協同組合、非政府機関、農民・農業労働者組合、地主の6区分による選出)、政府委員4名(DAR、DA、DENR、およびLBPのスタッフ)のほかに

選出されたバランガイ・キャプテンがバライガイを代表して加わり、委員の総数は11名である。BARCの問題の一つは年に6～12回開催される会合に政府委員の出席がほとんど不可能となっていることである。もともと、政府委員を加えたのは専門職の立場からバランガイの問題を検討するのが主旨であったから、出席できるように仕向けるには市町村の段階で幾つかのBARCが連合して会合を開催するのが望ましいことが分ってきた。それで、BARC制度をもっとも合理的に運用するため、IASTの実施しているBARCに関する研究調査の結果をみて、バランガイの農民の意志と同時に専門意見を反映できる仕組みを見出すことが今後の課題となっている。

b. MARO (市町村農地改革事務所—Municipal Agrarian Reform Office) :

MAROはDARの末端にある行政事務所で、BARCの協力を得てバランガイの当事者と接触しながら農地改革の手続をすすめている。MAROは事務所借上げの予算がないから市町村が無償で提供する施設を入居している。調査団の訪れたMAROの一つは小さな町立博物館を使用しており、展示品を壁側に移動させてできた中央の空間に机を並べていた。しかし、狭いこと、暗いこと、風通しの悪いことなど事務所としての条件は整っていなかった。膨大な事務量の処理を考慮すると、複写機の導入などが望ましいが、実際問題として停電の多いことや修理店のないことからみて導入には無理があると思われた。借上げによる事務所スペースの確保あるいは商店の複写機利用はMAROに経費を支給すれば当面の改善策となるが、ほかの事務所を調査したうえで、MARO全体の合理化の予算措置をとるのが望ましいと考えられた。

MAROのもう一つの問題は事務量が急激にふえているのに対応して、必要な人員を確保することである。Regional Office 4 のMARO定員は1988年中に倍増していたが、事務所毎の事務量を測定したうえで全体の定員を定める必要が出ている。しかし、人手不足を一層悪化させているのは事務所がジープあるいはオートバイなどの交通手段をもっていないことで、現場調査に時間がかかっているのが目立っていた。少くともオートバイがあれば事務処理の迅速化が期待できると思われた。

- c. PARCCOM (州農地改革調整委員会-Provincial Agrarian Reform Co-ordinating Committee) : PARCCOMは州内のBARCの活動を調整するのが主要な役割である。そのほかに、中央の大統領府農地改革委員会の指示を受けるパイプとして利用されることになっている。まだ活動をはじめたばかりでとくに問題はなかった。
- d. PARO (州農地改革事務所-Provincial Agrarian Reform Office) : PAROの定員は州の大きさや市町村の数によって決められており、Regional Office 4 の場合には15名から50名までの幅があった。調査団の訪問したラグナおよびバタンガスのPAROはMAROと異なって事務所も整備され、数台のジープが配置されていた。事務所のスペースや人員の過不足を調査する時間はなかったが、両州とも非常に大きい州であるため、現場支援に要するジープの不足が目立っていた。例えば、ラグナのPAROは今後必要な機資材としてジープ4台、オートバイ30台と小型トラック2台の予算を要求していた。
- e. Regional Office 4 (第4リージョン農地改革事務所-Agrarian Reform Regional Office 4) : Regional Office 4は11州(うち5州はルソン島以外の小さい島にある)にある11市、227町村、6873のバラングイを管轄しているフィリピンのもっとも大きいリージョンである。農地改革の事務量の増大に備えて1988年の定員は前年度の849人から1857人と倍増したが、課題は新規に雇った職員の研修である。また、今後の定員を予測するには事務所別事務量の調査を行う必要があるが、多忙のため実施計画はたてられていなかった。中央からの権限委譲はまだ始まったばかりで、手始めに、僅かな金額に制限されていた経費支出の承認額の大幅な増額が認められた。また、DARの本部が示しているガイドラインの適用には州のPAROからの積上げによって現地の状況に合った推進計画を作成する仕組が採用されていた。機資材の不足は各段階の事務所で大きな問題としてとりあげられていたが、リージョン内で直ちに購入したいものとして列挙されていたのはバン1台、ジープ6台、ラジオ送受信機10台、モータプール用の修理機具1揃などであった。

4. フィリピン政府の改訂した総合農地改革計画

4-1 改訂総合農地改革計画の概要

1) 世界銀行の要請によってNEDAおよびDARを中心に1988年9月作成の総合農地改革計画の改訂作業がすすめられ、1989年3月に改訂案は大統領府農地改革審議会の承認を得てフィリピン政府の正式な改訂計画として決定した。この改訂計画はフィリピン援助の国際会議に提出され、援助国・機関の検討を受ける予定となっている。

2) 改訂前の計画に比べて改訂後の計画の主な修正点は次のとおりである。

a. 農地改革の対象となる合計面積は変更されなかったが、期別にみると第1期から400千haを減らして第2期、第3期に追加割当てをしている。

(1,000ha)	改訂前 (A)	改訂後 (B)	増減 (B-A)
第1期	1,455	1,055	△400
第2期	7,488	7,660	172
第3期	1,353	1,581	228
合計	10,296	10,296	0

b. 農地改革の総所要資金（1987～97年）は改訂前計画の3,332億ペソから改訂後計画の2,493億ペソと829億ペソの減少を示している。サポート活動費の減806億ペソは減少額全体の97%を占めているが、そのうち信用事業資金のみで737億ペソ減少している。差異分析は行われていないので大幅減少の理由は説明されていない。改訂前の計画が農地改革実施期間の10年間に回収される金額を差し引いていないため資金需要が過大に見込まれたのではないと思われる。しかし、改訂後計画において約半額の858億ペソに減少した信用事業資金はなお第2番目の地主補償金774億ペソを上回わり、ひきつづいてもっとも大きい金

額の資金となっている。なお、改訂前計画（1988～91年の4年間）のプロジェクトの資金需要は603億ペソで、改訂後計画（1988～92年の5年間）は812億ペソとなっているが、改訂後計画は期間が1年間長く、かつ、プロジェクトもふえているので、比較の対象にできなかった。

百万ペソ	1987～1997			1988～1991(1992)*年	
	改訂前(A)	改訂後(B)	(B-A)	改訂前(A)	改訂後(B)
1. 予備活動	746	920	174	690	764
2. 土地の取得配布 (うち地主補償金)	83,023 (80,084)	80,621 (77,354)	△2,402 (△2,730)	9,644 (8,655)	16,053 (14,932)
3. サポート活動	248,386	167,753	△80,633	49,969	64,335
3.1 受益者・地主 (うち信用事業)	202,635 (159,451)	126,846 (85,759)	△75,789 (△73,692)	37,528 (27,358)	49,338 (34,618)
3.2 実施機関	45,751	40,907	△4,844	12,446	14,997
合計	332,155	249,294	△82,861	60,303	81,152

*改訂前計画は1988～1991年、改訂後計画は1988～1992年である。

- c. 改訂後計画は、改訂前計画の53プロジェクトに対して、21プロジェクト多い74プロジェクトとなっている。そのうちの40は改訂前計画のプロジェクトがそのままとりあげられ残り34が新規プロジェクトとなっている。しかし、同じ内容のプロジェクトであっても対象を小さく分けたりあるいは逆に対象の範囲を広げたものを考慮すると新規プロジェクトはもっと少なくなる。新規プロジェクトの中で目立っているのはLBPのプロジェクトで、改訂前計画では研修中心であったのが改訂後計画は情報、組織、資機材、インフラ、生産対策、サポートサービスなど広い分野のプロジェクトをとりあげている。

分 類	プロジェクト数			改訂後プロジェクト	
	改訂前(A)	改訂後(B)	増減 (B-A)	改訂前	新 規
情 報	6	7	1	2	5
研 修	11	9	△2	5	4
調 査	6	5	△1	5	0
研 究	6	5	△1	4	1
組 織	5	6	1	5	1
機 資 材	2	4	2	2	2
イ ン フ ラ	3	5	2	3	2
地 域 開 発	14	23	9	14	9
生 産 対 策	0	4	4	0	4
サポ-トサービス	0	5	5	0	5
そ の 他	0	1	1	0	1
計	53	74	21	40	34

d. 改訂前計画のプロジェクトの総コストは示されていないが、改訂後計画の金額は548億ペソで、外資部分は67%の370億ペソである。これは総合農地改革計画に必要な外資1,662億ペソの22%に当る金額である。

e. 改訂前計画のプロジェクトの中にはNEDAの中期投資計画あるいは中期技術協力計画に記載されていないものが含まれていたが、改訂後計画においても同じくプロジェクトの一致は実現していない。次のとおり関連していることがわかった。

1. NEDAの中期投資計画	12プロジェクト
2. " の中期技術協力計画	15 "
3. 1と2に共通	6 "
4. NEDAの計画にないプロジェクト	41 "
計	74 "

f. 農地改革を直接または間接に支援するプロジェクト74は1988～92年に着手され、そのうちの24の完成が見込まれている。着手年度は1989年の48プロジェクト、1990年の22プロジェクトで、ほとんどがこの2年間の着手となっている。もう一つの特徴は、プロジェクトの提案（Proponent）はDARが36で断然多く、次いでLBP15、DENR13とつづいている。DARを例にとれば、提案したプロジェクトの約半数は単独に実施して残り半数が他の機関との共同実施となっている。DARが総合農地改革計画の実質的リーダーシップをとることには異論はないようであるが、狭義の農地改革事業が主業務であること、共同で実施するプロジェクトの多くは複雑な内容であるため各種専門家の参画が必要なことなどからみて、DARの負担が過重にならないこと、DARと他の機関との協調体制を確立すること（NGOを含める）などDARの活動が総合農地改革計画の成否の鍵を握っていると思われる。

g. フィリピン政府は総合農地改革計画実施に必要な外資の調達に援助国・機関と交渉をすすめているが²、今までに確定した援助資金の内容は次のとおりである。

- (i) オランダ：CARP実施の経費として10百万ドル相当の肥料が提供され、すでに地元の肥料商に販売された。販売代金214百万ペソのうち190万ペソはDARの特別会計に入金され、オランダ援助計画のために支出されることになっている。
- (ii) アメリカ：アメリカ議会の決議によって50百万ドルが基地に関係のない経済支援資金として供与されることが公約され、目下その実施計画が協議されている。
- (iii) イタリア：農地改革・農村開発に対する技術援助資金として50百万ドルの無償資金が供与され、ミンダナオ島のサポート・サービス、データベース事業および島内のモデルとして特定地域の全面開発プロジェクトが対象となる予定である。

* 付属資料5-1の表にある“援助国・機関との交渉状況”はDARの作成した資料に基づいている。

- (iv) イタリア／FAO：イタリア政府とFAOが協力する組織強化のプロジェクト（対象はDAR、DAとDENR）に対して6.1百万ドルの無償援助資金が提供され、実施期間は3年である。

4-2 今後の農地改革の方向

- 1) フィリピン政府の総合農地改革計画は極めて野心的な政策であるが、経済の復興と民主的平等の実現をはかる中核プログラムであることからほとんどの援助国・機関は計画そのものに対する異論はなく、計画を支援すると公式、非公式に表明している。しかし、農地改革そのものの実施に必要なデータの未整備、買収農地の譲渡手続の複雑さ、人員／経費の制約、地域による治安の悪化などの理由から、推定の10年間に完全実施するのは無理であり、実施期間が伸びると未完成のまま農地改革が中止になるのではないかと懸念している援助国・機関がある。
- 2) フィリピン政府は計画の実施に重点をおいてきたが、初期の段階では成功しているといえる。例えば、1988年に関係機関の共同セミナーを開催したこと、マルコス時代に始った水稻・とうもろこし作地の所有権移転事業の最近の実績、地主の自主的な農地の政府購入の申出（計画の400千haに対して200千haの実績）、政府所有農地のDARへの所管替え、多国籍国際企業の利用している農地への農地改革適用、小作権の確定事務手続など多面にわたる農地改革事業の着手に成功している。この成功は直ちに計画全体の成功を意味するものではないから、DARは援助国・機関の農地改革に対する不安を解消できるようデータの整備と問題点の根本の解決策の樹立に一層の努力を傾注するべきである。
- 3) 農地改革の対象となる農地の大部分は公有地で、今まで農地として利用されていない未開発の農業適地であるから生産力の向上、経営の改善に必要な投資が行われなければ新しく農地の所有者になった農民は、農業によって生活を維持できない結果に終わることになる。したがって、フィリピンの農地改革は土地の所有権の委譲にとどまらず、セットとして農業、農村開発事業の実施が必須の条件であ

る。この視点から総合農地改革計画が今後の投資の指針を提供することになる。フィリピンの農地改革に関連する国際会議の開催が延々となっているが、援助国・機関が1988年～92年の対象プロジェクトについてフィリピン政府と同意すれば、いよいよ個別プロジェクトの内容を具体的に検討する段階となる。

- 4) 以上のとおり総合農地改革計画に関して多くの問題が未解決のまま残されているが、その実体の調査・分析はおくれている。しかし、人員と予算の制約を受けながらもDARは緊急を要する問題からとりあげて解決に努めている。また、DARが地方への権限の委譲を重視しているのは現場における解決を推進するためである。国際会議の結果による対象プロジェクトの決定とあわせ、農地問題研究所であるIASTと協力して、農地改革の諸々の問題に対して十分調査できるDARの体制強化が当面もっとも重要な課題である。

5-1 改訂総合農地改革計画（CARP）

1) 第1巻の目次

第1巻 1988年－1997年に実施するプログラムおよび予算

I 計画の全体像

A. 農地改革の指導原理および政策

憲法上の規定

法的対策／公布

B. 目標／目的

C. 計画の顕著な特徴

範 囲

保有限度

適用からの除外

” の延期

地主に対する補償／支払方法

D. 実施のための戦略

E. 計画実施の現状

II 計画の事業項目

A. 土地の配分

配分の対象となる面積

年度別土地配分計画

受益者となる農民の数

土地取得／配分の予備事業

土地の取得／配分

各事業項目の処理順序

B. 受益者の支援

普及事業

資金の融通

インフラストラクチャー

C. 実施機関の支援

組織強化

研究／開発

データベースの整備と経営支援

III 計画実施のための関係機関の連携

A. 機構／経営管理体制

B. 実施機関

IV コスト／所要資金

A. 計画のコスト

B. 主要事業項目別のCARPのコスト

C. 計画の資金調達

V 計画のマクロ経済および財務上におよぼす影響

2) 第2巻の目次

第2巻 第1巻の付属資料

- A. 計画実施の目標設定および所要資金量算定の基準
- B. 年度別土地配分計画
- C. 年度別受益者数
- D. 土地の取得／配分の予備事業の目標および所要資金量
- E. 各事業の実施順序

- F. 普及事業の目標および所要資金量
- G. 計画受益者に対する融資のための所要資金量
- H. インフラストラクチャ関係の事業目標および所要資金量
- I. 人員増加の目標および所要資金量
- J. 事業実施の支援に必要な資金量
- K. 器具／施設取得の事業目標および所要資金量
- L. 運輸施設取得の事業目標および所要資金量
- M. 研究・開発事業の目標および所要資金量
- N. 計画のデータベースの整備および経営の支援に要する資金量
- O. 1987年－1997年の事業別所要資金量の一覧表
- P. 1987年－1997年の土地取得および配分事業の所要資金量の動き
- Q. 1987年－1997年のサポート・サービスの所要資金量の動き
- R. 前記Qから公有地配分を受けた受益者の必要な融資を除いた場合の全所要資金量の動き
- S. 1987年－1997年の実施機関／事業項目別所要資金量の動き

3) 第3巻のプロジェクト

(プロジェクトのリストを添付している)

4) 第4巻の目次

- A. 農地改革法 (法律第6657号)
- B. 大統領令第229号
- C. " 第228号
- D. 布告第131号
- E. 大統領令第129-4号
- F. 大統領令第27号
- G. 指導要領、規制・手続 (16箇)

5-1 改訂後の総合農地改革計画 (CARP) のプロジェクト

案件番号	分類		実施機関	要請案件名	援助国、機関との交渉状況
	大	小			
改訂前の計画 3	情報	通信	DAR	農村地域通信維持計画	1. 期待している援助先：スウェーデンとカナダ 2. 交渉状況：スウェーデンのプロポーザルは1988年4月29日に、カナダ (CIDA) のは1988年7月7日にNEDAの承認を受けたが、その後NEDAから連絡を受けていない。
4	情報	データベース	DAR, DENR, DA	CARPの総合データベース整備による支援	1. 期待している援助先：JICA 2. 交渉状況：高橋 ミチヨシの「プロジェクトの減額ならびに開発調査チームに沿うように調査、地図作成、刊行という7項目外要素に分割する」という示唆をうけてプロポーザルの見直しが行われている。(当初はDAR, DA, DENRの3省のプロポーザルであったが、1989年になって DARのデータベースのみのプロポーザルとして作成された。本調査団に対して非公式の要請があった。)
新規 3	情報	データベース (DAR)	DAR	DARの総合データベース開発/経営支援	
新規 4	情報	データベース (ミンガタ)	DAR, DA, DENR, 法務省, LBP	ミンダナオ島のデータベース開発/経営支援	
新規 5	情報	モニター/データベース (農村銀行)	LBP	農村銀行のモニター・システム/業務に関するデータベース作成	
新規 6	情報	モニター/評価	DAR, 他	農地改革/サポートサービスの及ぼす影響のモニター/評価	
新規 7	情報	地図作成	国立資源調査情報局	CARPのためのモデルとしてのバンバンガ州の地図作成	
7	研修	協同組合	LBP	協同組合の設置・運営に関する農業従事者の研修計画	

* 1988年12月31日現在の状況

実施期間	実施年度		所要金額(百万円)		主な実施事項	備考
	改訂前の計画	改訂後の計画	改訂前の計画	改訂後の計画		
4年	なし	90-94	20.97	20.99 (18.81)	1. 全国の農業改革地域における構の連絡網を作り、関係機関(NGOを含む)の計画との調整 2. 特定地域における1.の重点実施	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. NEDAの中期技術援助計画に含まれている。 3. 調査団に対してDARが非公式に要請した案件である。
5年	88-92	89-93	1,454.46	1,332.27 (902.02)	1. 隣国対象農地の確認と露滴業務の促進 2. データセンターの設置とシステムの開発、試行 3. データベースの強化	1. 改訂前計画のうち、関係機関、地域に関係するシステムに集中している。 2. NEDAの中期技術援助計画と中期投資計画に含まれている。
-	-	89-93	-	195.75 (118.02)	1. DARの経営支援のためのデータベースの導入 2. 入力すべきデータ選定後、コンピュータの導入	1. NEDAの中期技術援助計画に含まれている。 2. 調査団に対してDARが非公式に要請した案件である。
-	-	90-92	-	227.21 (206.53)	1. 全国データベース・システムのうちミランダナオ島に関する部分の実施計画	1. NEDAの中期投資計画に含まれている。
-	-	89-90	-	44.83 (42.81)	1. コンピューターシステムのハードウェアの導入 2. システムに関する研修(運営、改善、維持)	
-	-	89-92	-	21.13 (18.60)	1. ベースラインとしての社会、経済基礎調査 2. 職員の研修 3. モニター/評価システムの設計 4. 2つ異なるシステムの実施による比較検討	
-	-	89-90	-	89.36 (89.22)	1. モデルとしてバンバンガ州の選定 2. 15万分の1の地図(航空写真)作成後、農業用として4000分の1の地図作成	1. 調査団に対してDENRが非公式に要請した案件である。
6年	88-93	89-93	18.57	12.35 (10.52)	1. 農家の協同化に対する理解を深めるための基礎研修	1. 改訂前計画と内容は同様である。

*所要金額()は外資部分

Proposed Projects
Sustained Rural Communications Program
Integrated Database Support to the Comprehensive Agrarian Reform Program (CARP)
Integrated Database Development and Management Support to DAR
Integrated Database Development and Management Support to CARP Implementation in Mindanao
Monitoring System and Database on the Operations of Rural Banks
Monitoring and Evaluation of the Impact of Agrarian Reform Related Support Services
Agricultural Mapping of a Model Area for the Comprehensive Agrarian Reform Program
Farmer's Training Program on Comprehensive Development and Management

案件番号	分類		実施機関	要約案件名	援助国・機関との交渉状況
	大	小			
改訂前の計画 新規	9	協同組合	LBP	協同組合開発プログラム	
8	研修	農村工業	DA	受益者および農業技術者の農業事業経営10か年研修計画	
9	研修	中小企業／技術移転	貿易産業省	受益者および地主に対する中小企業技術移転計画	
16	研修	高地開発	DENR	高地開発プログラム要員の再教育	
17	研修	トレーナーの養成	DENR	DENRの人材開発局の強化	
改訂後の計画 新規	14	NGO/GOの協力	DAR	CARP研修/サポートサービスのNGO/GOの協力関係強化の支援	
新規	15	職員教育	LBP	LBP職員の能力開発/研修プログラム	
新規	16	入植計画	DAR	入植事業方向転換のための開発/実施計画のワークショップ	
19	調査	譲渡手順	DENR	受益者に対する譲渡証の処理、発行手順の簡素化	

実施期 改訂前 の計画	改訂後 の計画	実施年度		所要金額(百万円)		主な実施事項	備考
		改訂前 の計画	改訂後 の計画	改訂前 の計画	改訂後 の計画		
-	5年	82-89	89-93	-	149.68 (65.58)	1. 受益者の組合の設立、発展の研修 2. 研修要員としてトレーナー研修を先行	1. 改訂前計画はワークショップ方式の内容の簡単な提案であった。 2. NEDAの中期技術援助計画に含まれている。
10年	10年	なし	90-99	1,194.43	1,501.55 (1,194.43)	1. 農業技術者および受益者に対する経営者としての研修 2. 小規模な農村加工業の設立および協同組合発展	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. NEDAの中期技術援助計画に含まれている。
10年	10年	88-97	88-97	2,593.01	2,420.00 (482.00)	1. 中小企業の導入および企業家としての研修 2. 技術の移転 3. 標準的な対象企業に対する機材の購入	1. 改訂前計画に比べて細かい内容の説明が加わっている。 2. 研修を含む技術援助に要する資金は約30%である。残りの70%はプログラムの実施/管理費である。
2年	2年	なし	89-90	18.27	9.28 (9.28)	1. 人材開発局設計開発部の組織強化 2. 高地開発プログラム要員の研修 3. 高地地域のリーダーおよび志願者の研修	1. 改訂前計画と内容は同様である。
3年	3年	なし	89-91	31.50	32.97 (28.55)	1. 資格をもっている有能なトレーナーの研修 2. 他の機関、NGOなどの研修計画との連携強化	1. 改訂前計画と内容は同様である。
-	9か月	-	89	-	3.42 (3.42)	1. NGOとGOの関係の強化 2. NGOと農民組合の研修 3. 村段階の共同開発計画の形成、実施	1. 改訂前計画と内容は同様である。
-	5年	-	89-93	-	42.76 (38.49)	1. 受益者への資金貸付の円滑化のための研修 2. 能力向上のため内外のセミナー参加のほか大学進学による修士、博士号の取得。	
-	1年	-	89	-	1.42 (1.21)	1. DAR入植地の受益者に対する直接援助の漸次廃止 2. リージョナルと全国のワークショップの開催	1. NEDAの中期技術援助計画に含まれている。
1年 6か月	1年 6か月	88-89	88-89	1.80	1.80 (1.80)	1. 現行システムの検討 2. 改善システムの立案	1. 改訂前計画と内容はほとんど同様であるが、改善システムの試行が中止となっている。

*所要金額()は外資部分

Proposed Projects
Cooperative Development Program for CARP Beneficiaries in the Philippines
Ten-Year Training Program on Agri-Business Management for Agriculture and Food Technologists (AFTs) Agrarian Reform Beneficiaries (ARBs)
Small and Medium Industrial and Technology Transfer Program for CARP Farmer Beneficiaries and Landowners
Retooling of DENR Personnel Involved in Various Upland Development Programs
Strengthening the Human Resources Development Services of DENR
Assistance for the Promotion of NGO/GO Partnership in the CARP Training and Other Support Services
LBP Staff Development and Training Program
Development and Action Planning Workshop for the Procedures of Settlement Projects
Streamling of Systems and Procedures in the Processing and Issuance of Patents for CARP Beneficiaries.

案件番号	分類		実施機関	要請案件名	援助国・機関との交渉状況
	大	小			
改訂前の計画 20	調査	保護地域	DENR	土着文化圏内にあるコミュニティの国立保護地域としての確認調査	
21	調査	福祉度の向上	DA	農村における生産者の福祉度向上のモニター	
22	調査	農地改革モデル	I/AST	農地改革モデルの設計、試行	
23	調査	山地地域の社会林 (ISF) 開発	DENR	社会林 (ISF) 地域受益者のための活力のある農村林業の開発	
24	研究	農地管理方式	DAR, DA	山地地域の集団式農地管理方式の研究、試行	1. 期待している援助先: EEC 2. 交渉状況: 1988年4月に EECの援助要請のためのコソボ・70万-70万が NEDAに提出された。その後、100万ドル以下の70万以下は自動的に NEDAの承認が得られることになった。現在、1989予算年度の英国の無償援助要請案件としてとりあげることにより承認が得られた。
26	研究	漁業地帯の CARP	DENR, DA	水産改革の研究 - 海岸および内陸の漁業地帯に対する CARPの適用	
27	研究	公有地における農地保有制度	DENR	公有地における農地保有制度に関するあり方の方策研究	
28	研究	農地区画の大きさ	DENR	高地における経済的農地地区画の面積研究	

実施期間		実施年度		所要金額(百万円)		主な実施事項	備考
改訂前の計画	改訂後の計画	改訂前の計画	改訂後の計画	改訂前の計画	改訂後の計画		
10年	4年	88-97	89-92	59.74	59.74 (59.74)	1. 土着文化圏内にあるコミュニティの国立保護地域としての再検討 2. 確定地域に対する正式指定および開発のための基礎資料の整備	1. 改訂前計画と内容は同様である。
3年	3年	なし	90-92	4.91	6.88 (4.92)	1. 福祉度の測定基準、指標の設定 2. データ整備のシステム開発 3. システムの実施長期計画	1. 改訂前計画と内容は同様である。
1年	1年	89	90-91	40.00	40.00 (34.00)	1. 各種農地やエステートの権利関係、生産システム調査によるCARPのモデルとしての選定 2. モデルの試験的実施	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. NEDAの中期技術計画に含まれている。
8年	8年	89-96	89-96	168.00	168.00 (168.00)	1. 山地地域社会林 (ISF) の生産性の向上と林地の拡大 2. 経費のかからないシステムの検討、試験的実施 3. 試験結果による山林地域における普及	1. 改訂前計画と内容は同様である。
2年	2年	90-91	90-91	20.30	20.66 (19.46)	1. 現在の集団管理方式の調査 2. 改良した管理方式の試験的実施 3. サポート・サービスと組織の強化。	1. 改訂前計画と内容は同様である。
3年	3年	89-91	89-91	10.50	10.69 (10.69)	1. 漁場で実施可能な改革の計画立案とCARPの適用 2. 漁場改革の法的手段の制度化の検討。	1. 改訂前計画と内容は同様である。
3年	3年	90-92	90-92	2.00	2.00 (2.00)	1. 土着文化圏の所有形態に代わる土地保有システムの検討 2. 環境安定化のための適正な規制と実施機関の設立	1. 改訂前計画と内容は同様である。
1年	1年	89	89	0.42	0.42 (0.42)	1. 適正な農地区画による経営安定の検討 2. 生産力の高い農業用林の開発	1. 改訂前計画と内容は同様である。

*所要金額()は外資部分

Proposed Projects
Identification of National Reserves for Indigenous Cultural Communities
Monitoring Producer Welfare in the Farm Sector
Design Pilot Testing of Agrarian Reform Models
Development of Viable Agro-Forestry Systems for CARP Beneficiaries
Study and Piloting of Collective Land Management Schemes in The Cordilleras
Study on Agrarian Reform Extension of Coverage of CARP Over Coastal and Inland Fishing Areas
Policy Study on Alternative Land Tenurial Systems in Public Domains
Economic Size of an Upland Farmlot a Study

案件番号	分類		実施期間	要請案件名	援助国・機関との交渉状況
	改訂前の計画	改訂後の計画			
新規	研究	大	DAR, IAST	CARPに対する研究/開発による支援	
30	組織	小	DAR	州 (PARCCOM) およびワシントン州 (BARC-村) 農地委員会の設立	1. 期待している援助先: オランダ 2. 交渉状況: NEDAは1988年8月30日にオランダのワーグ-物を承認した。その後、同年12月7日のNEDAのコメントに基づいてワーグ-物の修正が行われている。
32	組織	外郭団体	DAR	農地改革の外郭団体の設立	1. 期待している援助先: EECとスウェーデン 2. 交渉状況: NEDAは1988年4月に EECおよびスウェーデンからのオファーを受けたままになっている。
33	組織	サポートサービス	DENR, 貿易産業省, DA, 公共事業道路省, 自治省	ワラッドの社会林 (ISF) の山地区域に対する非-ト-サ-クスの強化	
34	組織	協同組合	DENR	高地における協同組合の設立	
新規	組織	協同組合	DA, DENR, UPLB, 全国協同組合連盟	受益者のための協同組合開発・運営プログラム	
31	組織	協同組合	DAR, DA	受益者のための協同組合開発運営計画	

実施期間		実施年度		所要金額 (百万円)		主な実施事項	備考
改訂前の計画	改訂後の計画	改訂前の計画	改訂後の計画	改訂前の計画	改訂後の計画		
-	4年	-	89-92	-	26.72 (22.65)	1. CARP政策の樹立など計画作成のためのデータ/情報システムの開発 2. CARPに関する政策のベースとなる実態調査および政策の研究/調査 3. CARPのおよぼす影響のモニター	
1年	1年	なし	89-90	958.39	1,170.98 (778.65)	1. 農地改革委員会の組織化と運営の支援 2. 委員会活動のモニターシステムの導入	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. 州委員会は76,477が委員会は31,696である。
2年	3年	89-90	89-91	35.70	35.70 (30.35)	1. DARとNGOの連携を強めるための農地改革外郭団体の設立 2. NGOの連絡網設置や活動の解説書の作成	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. NEDAの中期技術援助計画に含まれている。
5年	5年	なし	89-93	1,169.80	1,190.96 (192.40)	1. 高地の従来の協力方式に代わる協同組合の形態の在り方方の調査 2. 適切な協同組合の育成	1. 改訂前計画と内容は同様である。
3年	3年	92-94	92-94	10.00	10.00 (10.00)	1. ISF山地域域の林産物の販売体制の強化 2. 零細企業に対する事業開始時の援助 3. 協同組合、小企業に関する研修	1. 改訂前計画と内容は同様であるが、案件名を変更(節略化)している。
-	5年	-	90-95	-	202.47 (187.29)	1. 農地改革委員会のできる35,000の177州(村)を対象 2. 研修成功事例、モーターなどによる組合の育成措置	
4年	4年	なし	89-93	17.40	21.32 (12.83)	1. 既存の農民組織の強化 2. 受益者による協同組合の組織化 3. 協同組合のモニターシステムの導入	1. 改訂前計画と内容は同様であるが、目的に対して具体的説明を加えている(設立の目的、成功例調査、組合を通ずるサービスの提供、研修活動、モーターなど)。 2. NEDAの中期技術援助計画に含まれている。

Proposed Projects
Research and Development Support for the CARP
Formation of Provincial Agrarian Reform Coordinating Committees (PARCOMs) and Barangay Agrarian Reform Committees (BARCs)
Development and Operationalization of a Cooperative Program for CARP Beneficiaries in the Philippines
Agrarian Reform Outreach Desk
Strengthening the Support Delivery Services for CARP Program D (ISF)
Cooperative Formation in Uplands
Cooperative Development Program

案件番号	分類		実施期間	要請案件名	援助国・機関との交渉状況
	改訂前の計画	改訂後の計画			
35	大	小	DAR	CARP促進のための機資材の供与	1. 期待している援助先：JICA 2. 交渉状況：NEDAおよび比側内務省は日本政府に対して正式に無償援助を要請した。その後、高橋 ミツヨシから15次円借の商品借款資金の利用について示唆を受け、現在財務省に打診中である。(DARは16次円借でとりあげられるよう財務省と協議中であるが、無償援助にしてほしいという希望が強い。OECDのほかには本調査団に非公式な要請があった。また、1989年3月に DARは自己予算で、約 100台のオートバイを購入している。)
36	大	小	DA	DAの車輛貸付計画の支援	
新規	大	小	DAR	CARPに対する農機具/組織強化の支援	1. 期待している援助先：韓国 2. 交渉状況：1989年10月3日に704F-704がNEDAに提出されたままである。
新規	大	小	LBP	農機具のプール制とその貸付プログラム	
37	大	小	公共事業道路省、全国灌漑庁	全国CARP地域におけるイワラ(農村道路、港湾、小型貯水など)の建設、改修	
38	大	小	DA、全国農水審議会	CARP支援するための農家インフラの開発プロジェクト	
39	大	小	DAR	農地改良調整センターおよび地方機関の設備	1. 期待している援助先：JICA 2. 交渉状況：704F-704は日本に対する協力要請案件としてNEDAに提出されたが、1989年度無償援助要請案件リストに加えられなかった。しかし、日本政府に対するNEDAの1990年度要請案件リストに含まれることになっている。(本調査団に非公式な要請があった。)
新規	大	小	LBP	農民研修/指導施設	

実施期間	実施年度		所要金額(百万円)		主な実施事項	備考
	改訂前の計画	改訂後の計画	改訂前の計画	改訂後の計画		
2年	89-90	89-90	313.19	318.85 (255.07)	1. 機動力を増すためのオートバイ、特別装備のパンなどの供与 2. コミュニケーションの円滑化のためのビデオ・視聴覚施設の供与	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. NEDAの中期投資計画に含まれている。 3. 調査団に対して DARが非公式に要請した案件である。
8年	89-97	89-97	51.61	54.59 (51.52)	1. 農業省の機動力を發揮するため農業技術者に貸すオートバイの供与	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. 対象の技術者は1,564人である。 3. NEDAの中期投資計画に含まれている。
-	-	90-94	-	130.15 (125.07)	1. 受益者に対する農機具の供与 2. 小農による機械化の導入とその経営の効率化 3. 関係者の研修	1. NEDAの中期投資計画に含まれている。
-	-	89-93	-	310.12 (212.26)	1. 小農である受益者のための農機具の7-4制/賃貸制の導入 2. Roxas City, Capizで1,100戸の農家を対象にしたパイロットプロジェクト、その結果にもとづく全国普及	
10年	88-97	88-97	25,048.38	22,313.27 (13,387.96)	1. 内訳は道路、港湾、給水設備、灌溉設備、小規模ダム	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. 資金用途別内訳を省略しているが、道路の延長、ダムの箇所などはそのままである。
9年	-	89-97	8,425.00	9,688.75 (8,425.00)	1. 第1段階は生産および生産物の処理に必要な器具、施設の供給 2. 第2段階は中小規模の加工施設の供与	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. NEDAの中期投資計画に含まれている。
2年	89-90	89-92	347.72	354.00 (341.44)	1. 農地改革に関連する機関の研修施設や実施計画の後計 2. 農地改革調整センターおよび地方施設の設立と研修の実施	1. 改訂前計画に対して、具体的な目的を加えている。(研究、研修教育、研修計画調整など)。 2. NEDAの中期技術援助計画と中期投資計画に含まれている。 3. 調査団に対して DARが非公式に要請した案件である。
-	-	89-93	-	80.18 (53.45)	1. 全国50カ所に設置する計画 2. 農民協同体設立の推進	

*所要金額()は外資部分

Proposed Projects
Logistical and Mobility Support for the Accelerated Implementation of CARP
DA Motor Vehicle Loan Plan
Farm Equipment and Institutional Strengthening Support to the CARP
Farm Equipment Pool and Leasing Program
Construction Improvement of Rural Roads, Water Supply, Irrigation Systems and Small Water Impounding Dams for CARP Areas Nationwide
Farm Infrastructure Development Project in Support to CARP
Establishment of an Agraridn Reform Research and Coordiadtion Center and Satellites
Farmer's Training and Agricultural Facilities Center

案件番号	分類		実施期間	要請案件名	援助国・機関との交渉状況
	大	小			
改定前の計画 新規	インフラ	LBP研修施設	LBP	LBPの研修センター	
40	地域開発	高地開発	DENR	高地の生活水準向上計画	
41	地域開発	特殊営農技術	DAR, カカ協会	小規模受益者の自立農家としての技術普及	1. 期待している援助先: EEC/イタリア 2. 交渉状況: 3地域の F/Sが実施され、現在プロポーザルを作成中である。
42	地域開発	少数民族地域	DAR, DENR, 公共事業道路省, NGO	少数民族文化圏内にあるコミュニティの開発プロジェクト	1. 期待している援助先: カナダ(CIDA)とイタリア 2. 交渉状況: カナダ(CIDA)はNEDAの再承認を得るためプロポーザルの対象を拡大する内容の修正を行っている。イタリアのプロポーザルは南コタバートの Tibolisも含める修正を行い、名称も "Development Assistance to Tribal Communities in Public Land" に変更された。イタリアへの要請案件としてとりあげられた。
43	地域開発	土地管理方式	DAR, DA, 公共事業道路省, 自治省, NGO	土地管理再編成のための事業	1. 期待している援助先: DANIDA VI (デンマーク) 2. 交渉状況: 1988年2月12日に70%の全体がNEDAに提出された。70%の F/SがDANIDAへの要請案件としてリストに加えられている。
44	地域開発	農村部落	DAR, DA, DENR, 公共事業道路省, 自治省, NGO	活性的な農村コミュニティの発展	1. 期待している援助先: DANIDA VI (デンマーク) 2. 交渉状況: 1988年2月12日に70%の全体がNEDAに提出されている。
45	地域開発	農村工業	DAR	農村コミュニティにおける農村工業の発展	1. 期待している援助先: DANIDA VI (デンマーク) 2. 交渉状況: 70%はすでにNEDAに提出され、現在 F/Sの要請案件として検討されている。
46	地域開発	農地の統合	DAR	農地の総合的な統合整理	1. 期待している援助先: JICA 2. 交渉状況: 70%は日本への資金援助要請案件としてNEDAに提出されたが、1989年度の要請案件に含まれなかった。しかし、1990年度の要請案件としてとりあげられることになっている。(本調査団に対して1990年度の開発調査案件 (F/S) として非公式な要請があった。)

実施期間		実施年度		所要金額(百万円)		主な実施事項	備考
改定前の計画	改定後の計画	改定前の計画	改定後の計画	改定前の計画	改定後の計画		
-	5年	-	89-93		127.10 (99.31)	1. 1,850平方メートルの2階建ての研修所(敷地は3ha)	
5年	5年	なし	89-93	120.75	120.75 (105.29)	1. 高地の労働者受益者の福祉と生活水準向上のため、農用林の開発や他の収入を増やす事業の導入 2. そのための研修の実施と機材の供与	1. 改訂前計画と内容は同様である。
5年	5年	90-94	90-94	40.64	46.37 (46.18)	1. 多様化かつ総合化された科学的な有機農業技術の受益者に対する教育や付帯施設の供与	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. Organic Diversified Intensive Scientific Co-operative (ODISCO) の農業技術の普及である。 3. NEDAの中期技術援助計画と中期投資計画に含まれている。
5年	5年	89-93	89-93	22.50	22.50 (19.24)	1. 高地における文化的少数民族の受益者に対する新技術の導入、共同体の強化による生活水準の向上 2. 必要な付帯施設の供与	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. 実施地区はAeta Community, ZoneG, BLSP, Banban, Turiacである。
5年	5年	91-95	89-92	55,175.00	659.36 (528.72)	1. 生産物の処理を含む総合的な開発計画に通ずる農業生産単位の組織化 2. 各種の新単位モデルの設定	1. 改訂前計画と内容は同様である 2. 実施地区は Cadiz, Negros Occidental; Isulan, Sultan Kudarat; Victoria, Oriental, Mindanao; Catuanan Settlement Project, Quezon; San Marcelino, Zambales; Narra Settlement Project, Palawan である。 3. NEDAの中期技術援助計画と中期投資計画に含まれている。
5年	5年	89-93	89-93	1,974.53	3,218.82 (2,851.64)	1. CARP地域の農業潜在力の開発 2. 農業構造の変更による経営の効率化 3. 組織の強化	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. 実施地区は Zambales, Palawan, Mindoro Occidental; Silinguey Valley, Zamboanga del Sur; Sultan Kudarat, South Cotabato である。 3. NEDAの中期技術援助計画と中期投資計画に含まれている。
5年	5年	89-93	89-93	483.10	501.08 (402.17)	1. 受益者への技術の普及と協同組織の設立 2. 旧小地主に対する代替事業の検討と実施	1. 改訂前計画と内容は殆ど同様で、ある程度表現の相違があると思われる。 2. NEDAの中期投資計画に含まれている。
5年	5年	89-93	90-94	2,245.87	2,129.40 (1,277.64)	1. 新技術の導入のための農業構造の改善 2. 農地利用の集約と農道の整備	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. NEDAの中期技術援助計画と中期投資計画に含まれている。 3. 調査団に DARが非公式に要請した案件である。

Proposed Projects
Land Bank Training Center
Upland Livelihood Development Program
Development of Self-Reliant Agrarian Reform Smallholder Farms
Cultural Minorities Community Development Project
Land Management Restructuring Project
Development of Viable Agrarian Communities under the CARP
Agro-Industrial Development in Agrarian Communities
Integrated Rural Land Consolidation

案件番号	分類		実施機関	要請案件名	援助国、機関の交渉状況
	大	小			
改訂前の計画					
47	地域開発	パイロット地区	DAR, アジア非政府 農地改革推進機構	農地改革パイロット地域の 開発	1. 期待している援助先：スウェーデンとイタリア 2. 交渉状況：スウェーデンはNEDAが1988年4月29日に承認したままになっている。イタリアのプロポーザルは1988年6月30日にNEDA提出された。
48	地域開発	経営管理方式	DAR	スエバ・エシハ州の経済管 理システムの設計および実 施	
49	地域開発	再入植事業	DAR, DENR, DA, 公共 事業道路省, 貿易 産業省, 自治省, LBP	ケイソン州第3次再入植事 業	
50	地域開発	農村工業	DA, 自治省, 公共 事業道路省, メラ ルゴ基金, 全国灌 漑庁	ハラハラ農業開発計画	1. 期待している援助先：JICA 2. 交渉状況：1988年5月にプロポーザルはNEDAに提出され、1989年度技術協力案件のリストに含まれた（1989年4月に開発調査の事前調査団が派遣される。）。
51	地域開発	販売・ポスト ハーベス	DAR	特定CARP地域の受益者に対 する販売およびポスト・ハ ーベスの援助	1. 期待している援助先：オランダ 2. 交渉状況：1988年8月30日にプロポーザルがNEDAに提出され、同年12月のNEDAのコメントに基づいて、現在、プロポーザルの修正が行われている。
52	地域開発	中小農産加工	DAR, 貿易産業省, LBP	農地改革地域の中小企業に 対する資金援助の促進/拡 大	
53	地域開発	小家庭導入	DENR	山地地域の社会林 (ISF) 受 益者に対する家畜の提供	
新規	地域開発	補償に代わる 事業開発	DAR	ネグロス島のとうきび作 業に代わる補償に代わる 新規企業の開発	1. 期待している援助先：イタリア 2. 交渉状況：修正されたプロポーザルはNEDAの再承認を得ている。

実施期間		実施年度		所要金額(百万円)		主な実施事項	備考
改訂前の計画	改訂後の計画	改訂前の計画	改訂後の計画	改訂前の計画	改訂後の計画		
5年	5年	90-94	90-94	15.98	28.83 (25.17)	1. プログラムDの対象となっている1,000haの地域の受益者生活の質的向上 2. 研修、機資材の供与、団体の組織化、資金の融資などの実施	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. NEDAの中期技術援助計画に含まれている。
3年	3年	88-90	89-91	57.00	57.00 (55.38)	1. ヌエバ・エンバ州における経済的行政区の管理システムの試行 2. 実施結果による州全体への普及	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. NEDAの中期技術援助計画に含まれている。
4年	5年	89-92	90-94	183.50	186.29 (111.77)	1. ケイソン州の11,629haの再入植地の生産増大による経済自立地域の確立 2. 土地制度の改革、インフラの建設、組織の強化、現金収入作物および多年生作物の導入	1. 改訂前計画と内容は同様である。
5年	6年	89-93	89-94	214.77	216.99 (177.02)	1. 受益入植者の組織による農村工業の発展 2. 2つの対象的地区をモデルとして設定 3. 農村工業導入のための組織の設立	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. NEDAの中期投資計画に含まれている。
2年	3年	なし	90-92	41.97	51.28 (43.62)	1. 販売を含む生産物処理の改善による収入の増大 2. 特定地域の販売、生産物処理の調査による支援措置の内容の決定、実施	1. 改訂前計画と内容は同様である。 2. NEDAの中期投資計画に含まれている。
3年	3年	なし	90-92	55.18	68.15 (57.93)	1. CARP地域への中小規模の農村加工工業の導入を通し普及を計る 2. モデル施設の建設 3. 資金の融資	1. 改訂前計画と内容は同様である。
3年	3年	なし	89-91	36.74	37.41 (28.10)	1. 小家庭に関する研修(牧草地管理を含む)および小家庭飼育の普及 2. 5地区に牛(6,000頭)、山羊(6,000頭)、あひる(45,000羽)を提供	1. 改訂前計画と内容は同様である。
-	5年	-	89-94	-	20.92 (17.75)	1. ネグロス、オクシデンタル州の適地5ヶ所の地主の保有地におけるえび養殖、果樹園、その他の商業作物栽培への転換	1. NEDAの中期投資計画に含まれている。

*所要金額()は外資部分

Proposed Projects
Agrarian Reform Pilot Development Area
Design and Installation of an Economic District Management System (EDMS) in Nueva Ecija
Quezon III Resettlement Project
Integrated Jala-Jala Agro-Industrial Development Model
Provision of Marketing and Post Harvest Assistance to Agrarian Reform Beneficiaries in Specific CARP Program Areas
Promotion and Extension of Financial Support to Small and Medium Scale Industries in Agrarian Reform Areas
Animal Dispersal for Integrated Forestry (ISF) CARP Beneficiaries
Developing Viable Business Ventures for Sugarland Owners in Negros Occidental An Alternative Mode of Compensation for Affected Landowners The CARP

案件番号	分類		実施機関	要請案件名	援助国、機関との交渉状況
	大	小			
改訂前の計画 新規	地域開発	入植地の農村の活性化	DAR, DA, DENR, 貿易産業省, 公共事業道路省, LBP	入植地などにおける活性化のある村づくり	1. 期待している援助先：ブルネイ 2. 交渉状況：1988年8月30日にプロポーザルがNEDAに提出され、同年9月23日に回答があった。回答には関係地域開発委員会にプロジェクトを説明するよう示唆されている。
新規	地域開発	特定地域の総合開発	DAR, サビア大学開発基金	農地改革地域の全面的開発の支援	1. 期待している援助先：イタリヤ 2. 交渉状況：1989年1月12日に調印されたフィリピン・イタリヤ援助協定で援助プロジェクトとしてとりあげられている。
新規	地域開発	特定地域の農村工業	DAR, DA, 自治省	地主の自主的農地提供地域における総合的農地村工業の開発	1. 期待している援助先：西ドイツ 2. 交渉状況：1988年11月23日に 5,200千西独マルクのSUSPローンの利用を代替プロポーザルとしてNEDAに提出した。
新規	地域開発	特定地域の入植	DAR	パイロット入植地の開発プロジェクト	1. 期待している援助先：西ドイツ 2. 交渉状況：1988年11月23日に 5,200千西独マルクのSUSPローンの利用を代替プロポーザルとしてNEDAに提出した。
新規	地域開発	特定地域のエステート	DAR	農地改革対象エステートに村の会社を設立する提案	1. 期待している援助先：スウェーデン 2. 交渉状況：プロポーザルはNEDAのプロジェクト・コストなどのコメントに基づいて修正され、1988年11月14日にNEDAに再提出された。
新規	地域開発	特定地域の果樹園	DAR	セント・トマス果樹産物プロジェクト	1. 期待している援助先：スウェーデン 2. 交渉状況：最初のプロポーザルはNEDAの意見によって修正され、1988年11月4日にNEDAに再提出された。
新規	地域開発	塩害地開発	LBP, 公共事業道路省	塩害地/沼地開発プロジェクト	
新規	地域開発	小型溜池	LBP, 公共事業道路省, 全国漁獲庁	小型の貯水池施設建設プロジェクト	

実施期間		実施年度		所要金額(百万ペソ)		主な実施事項	備考
改訂前の計画	改訂後の計画	改訂前の計画	改訂後の計画	改訂前の計画	改訂後の計画		
-	5年	-	90-94	-	2,125.30 (1,806.50)	1. ミンダナオ島の入植地および部族所有地を対象 2. 土地探査制度の研究 3. 農村加工業の可能性の高い地域における集中的開発	1. NEDAの中期投資計画に含まれている。
-	5年	-	90-94	-	46.31 (42.76)	1. Daylunan, Talakag, Bukidnonにある広い面積の未利用地の開発 2. パイロットとして379.19haの未利用地に適用 3. サピビア大学基金の協力を得て総合開発計画の作成・実施	1. NEDAの中期投資計画に含まれている。
-	5年	-	90-94	-	131.23 (117.59)	1. Malabangの1,861haの自主的に提供されたプランテーション・エステートの開発 2. 電力、道路など工業誘致条件の整備 3. 協同組合の設立 4. 中小企業に必要な技術援助の供与	1. NEDAの中期投資計画に含まれている。
-	5年	-	91-95	-	21.68 (18.43)	1. Catanauanの300人の入植者に対する援助 2. 生産性の向上、サポートサービスの供与、道路網の整備、協同方式の採用、衛生施設の導入などを含む総合開発計画	
-	3年	-	89-91	-	4.24 (4.03)	1. 1,000haをこえる農地改革対象のエステートの開発 2. F/Sの実施 3. ベースとなる農場の設置 4. 契約栽培方式を通じて生産技術の向上、販売市場の整備	
-	4年	-	90-93	-	9.01 (8.41)	1. セント・トマスの150haの表土の流出した休閑/放棄された農地 2. ユビ/マゴによる農家所得の40%増 3. 協同組合の設立	
-	2年	-	89-90	-	871.54 (760.15)	1. Candaba, Pampanga州の2,816haの海岸地帯 2. 塩害、土壌浸食のあったエステートの開発による農地化 3. 水の利用の改良 4. 協同組合の設立	
-	5年	-	89-93	-	160.35 (133.62)	1. 小規模施設による水の保安、利用 2. 現場における建設地などの選定 3. 水の管理を含む協同体の設立	

*所要金額()は外資部分

Proposed Projects
Development of Viable Agrarian Communities in Settlement Areas and Ancestral Lands in the Philippines
Agrarian Reform Total Development Support Project
Integrated Agro-industrial Support Voluntary Offered Lands in Malabsang Lanao del Sur
Catanauan Settlement Pilot Farm Development Project
A Proposal to Establish a Village Corporation to Support a Land Reform Estate
Sto. Tomas Orchard Farm Project
Saline Intruded/Swamp Land Estates Development Project
Small Water Impounding Project (SWIMP)

案件番号	分類		実施機関	要請案件名	援助国、機関との交渉状況
	大	小			
改訂前の計画					
新規	生産対策	シトロネラ	LBP, DA	シトロネラの生産プロジェクト	
新規	生産対策	黒こしょう	LBP, DA	黒こしょう契約栽培プロジェクト	
新規	生産対策	琉球つものまた	LBP, DA	琉球つものまた栽培プロジェクト	
新規	生産対策	アバカの改良	LBP, DA	アバカ雑種の開発プロジェクト	
新規	サポート・サービス	全国のCARP地域	DA	CARPに対する農業のサポート・サービス	
新規	サポート・サービス	ミンダナオ島	DA, DAR, DENR, LBP	ミンダナオ島全体のサポート・サービスプロジェクト	
新規	サポート・サービス	資金貸付方式	LBP	当事者の参画する方式による資金貸付プログラム	
新規	サポート・サービス	農村銀行の業務手続	LBP	農村銀行の業務運営に関する標準手続	

実施期間	実施年度		所要金額(百万円)		主な実施事項	備考
	改訂前の計画	改訂後の計画	改訂前の計画	改訂後の計画		
-	2年	-	89-90	-	1. 生産性の低い土地における栽培の奨励 2. 協同組合の設立 3. 抽出工場の建設 4. 苗育成農場の維持管理	
-	5年	-	89-93	-	1. 苗床の整備による栽培者への苗の供給 2. ポストハーベスト加工施設の供与と技術援助 3. 当事者による協同体制の確立	
-	5年	-	89-93	-	1. 養殖の当事者の研修 2. 養殖者の組織の育成 3. 寒天としての加工、販売などの技術援助	
-	5年	-	89-93	-	1. 中心となる種子銀行設立条件の調査 2. 種子の増殖、選別などの体制確立 3. 銀行の経営管理	
-	5年	-	90-94	-	1. 普及事業の内容の拡充(小規模の起す企業に対する指導を含める) 2. 農村工業の促進 3. 受益者による協同組合設立の支援	1. NEDAの中期技術計画に含まれている。
-	3年	-	90-92	-	1. 受益者に対する施設資金、サポート・サービスの供与 2. 生産の増大、経営能力の向上、生産およびポストハーベスト施設の導入、その他の目標達成支援 3. 農民/政府技術者の研修	1. NEDAの中期技術計画に含まれている。
-	4年	-	89-92	-	1. 資源の完全利用による農業収入の増大 2. 協同体の組織作り/経営管理 3. 所要資金の適期貸付による農家のニーズ充足	
-	5年	-	89-93	-	1. LBPと取引している農村銀行用の標準手続の確立 2. 改良システムの開発と試行 3. 研修その他のLBP援助の実施	

*所要金額()は外資部分

Proposed Projects
Citronella Production
Black Pepper Outgrowers Project
Euchemia (Seaweed) Farming
Abaca Hybrid Development Project
Agricultural Support Services to CARP
Mindanao-Wide Support Service Project
Participative Credit Delivery Program
Plural Bank Standard Manual of Operating Procedures

案件番号	分類		実施機関	要請案件名	援助国、機関との交渉状況	
	改訂前の計画	改訂後の計画				
新規	73	サポート・サービス	技術援助	DAR	CARPIに対する技術援助	
新規	74	その他	所有権移転事業(OLT)の完了	DAR	OLT完了を促進するための支援	

実施期間	実施年度		所要金額 (百万円)		主な実施事項	備考
	改訂前の計画	改訂後の計画	改訂前の計画	改訂後の計画		
-	9ヶ月	89-90	-	15.22 (14.51)	1. 経営管理情報システムの開発 2. 政策評価の能力増大 3. 入籍地の完了計画の樹立 4. 受益者の協同組合の組織面からの強化	1. NEDAの中期技術援助計画に含まれている。
-	8ヶ月	89	-	15.76 (15.37)	1. OLT地域の測距作業促進のため測距隊の増員 2. 農地改革データベースシステムの開発 (DARの本部/リージョナル事務所)	1. NEDAの中期技術援助計画に含まれている。

*所要金額 () は外資部分

Proposed Projects
Request for Technical Assistance to CARP
Assistance to Accelerate Completion of Operation Land Transfer (OLT)

5-2 調査前に入手していた主なプロジェクト

〔改訂前総合農地改革計画（CARP）第3巻の“外資援助の対象となるプロジェクト”〕

№ 1

案件番号	分類		実施機関	要 請 案 件 名	主 な 実 施 事 項	所要金額 (百万円)	実施期間 (年)
	大	小					
1	情 報	宣 伝	DENR	プログラムDの受益者に対する啓蒙教育	1. パンフレット・ポスターの制作 2. プログラムDの受益者に対する配布	14.56	9
2	"	"	LBP	複数の地方語による教育用漫画本の制作	1. 農地改革プログラムに対する認識を深めるための地方語による漫画本の制作配布	0.05	1
3	"	迎 信	DAR	農村地域通信維持計画	1. 全国の農業改革地域における横の連絡網を作り、関係機関（NGOを含む）の計画との調整 2. 特定地域における1. の重点実施	20.97	4
4	"	データ ベース	DAR、 DENR、 DA	CARPの総合データベース整備による支援	1. 該国対象農地の確認と該国業務の促進 2. データセンターの設置とシステムの開発、試行 3. データベースの強化	1,454.46	5
5	"	パンチ マーク・ データ	I A S T、 大学	CARPのパンチ・マーク調査	1. 12地域の100のパランガイ（村）のサンプルから全国の農地構造を示す基礎データの収集 2. 全国および地域ネットワークによる現地調査とデータ整理	2.56	1
6	"	地図作成	国立資料調査 情報局	リモート・センサリーの適用による公有地の規制された土地・林野等の地図化	1. 現行の規制方式別土地利用および森林保有状況の把握 2. 衛星データおよび航空写真の利用による地図の作成	10.32	2
7	研 修	協同組合	LBP	協同組合設置・運営に関する農業従事者の研修計画	1. 農家の協同化に対する理解を深めるための基礎研修	18.57	6
8	"	農村工業	DA	受益者および農業技術者の農業経営10カ年研修計画	1. 農業技術者および受益者に対する経営者としての研修 2. 小規模な農村加工工業の設立および協同組合発展の同時取り上げ。	1,194.13	10
9	"	中小企業 (技術移転)	貿易産業省	受益者対象の中小企業技術移転計画	1. 中小企業導入および企業家としての研修（資金の60%） 2. 技術の移転（資金の30%） 3. 標準的な対象企業に対する機材の購入（資金の10%）	2,593.01	10

案件 番号	分 類		実施機関	要 請 案 件 名	主 な 実 施 事 項	所要金額 (百万円)	実施期間 (年)
	大	小					
10	研 修	協 同 体	LBP	協同体設立並びにプロジェクト管理に関するセミナー・ワークショップ	1. 研修の内容は(a)価値観の理解、(b)コミュニティの組織とその発展、(c)協同組合の組織とその発展 (d)プロジェクトの立案、管理および実施の計画化	0.48	2
11	"	CARP	LBP	CARPに関するセミナー・ワークショップ	1. CARPの概要 2. 関係法令と指導要領の解説およびLBPの役割	0.65	1
12	"	CARP 実 務	LBP	CARPの現業に関するオリエンテーション	1. 12項目にわたる農地改革業務全般の理解	0.06	1
13	"	金融の不 正防止	LBP	銀行不正行為・文書偽造発覚に関するセミナー・ワークショップ	1. 不正の発生探知・防止方法および内部手続きの解説	0.24	2
14	"	信用調査	LBP	信用調査・資産評価のセミナー・ワークショップ	1. 信用調査および査定の手順の改善 2. 手続の解釈および実施の一貫性の確立	0.65	2
15	"	土地の補 償金	LBP	補償請求の評価・審査・支払に関するセミナー・ワークショップ	1. 請求手順・処理の改善、簡素化 2. 関連知識・技能の向上	0.07	1
16	"	高地開発	DENR	高地開発プログラム要員の再教育	1. 人材開発局設計開発部の組織強化 2. 高地開発プログラム要員の研修 3. 高地地域のリーダーおよび志願者の研修	18.27	2
17	"	トレーナー の養成	DENR	DENRの人材開発局の強化	1. 資格をもっている有能なトレーナーの研修 2. 他の機関、NGOなどの研修計画との連携強化	31.50	3
18	調 査	林地のセ ンサス	DENR	トライブを含む森林所有等の実地調査	1. 高地における社会林(ISF)の山地地域の受益者を主体とする開発プログラムの策定	76.99	2
19	"	譲渡手順	DENR	受益者に対する譲渡証の処理、発行手順の簡素化	1. 現行システムの検討 2. 改善システムの立案およびその試行	1.80	2
20	"	保護地域	DENR	土着文化圏内にあるコミュニティの国立保護地域としての確認調査	1. 土着文化圏内にあるコミュニティの国立保護地域としての再検討 2. 確定地域に対する正式指定および開発のための基礎資料の整備	59.74	10

案件番号	分類		実施機関	要請案件名	主な実施事項	所要金額 (百万円)	実施期間 (年)
	大	小					
21	調査	福祉度の向上	DA	農村における生産者の福祉向上のためのモニター	1. 福祉度測定規準、指標の設定 2. データ整備のシステム開発 3. 新システムの実施長期計画	4.01	3
22	"	農地改革モデル	IAST	農地改革のモデルの設計・試行	1. 各種農地やエステートの権利関係、生産システム調査によるCARPのモデルとしての選定 2. モデルの試験的実施	40.00	1
23	"	山地地域の社会林(IFS)	DENR	社会林(I S F) 山地地域受益者のための活力のある農村林業の開発	1. 山地地域社会林(I S F) の生産性の向上と林地の拡大 2. 安価なシステムの検討、試験的実施 3. 試験結果による山地地域における普及	168.00	8
24	研究	農地管理方式	DAR	山岳地帯の集団式農地管理方式の研究・試行 3. リポートサービスと組織の強化	1. 現在の集団管理方式の調査 2. 改良した管理方式の試験的実施	20.30	2
25	"	CARPの政策	IAST	CARPに関する政策の研究	1. 健全なCARP政策の策定のための関連事項の研究	12.00	3
26	"	漁業地帯のCARP	DENR、DA	水産改革の研究—海岸及び内陸の漁業地帯に対するCARPの適用	1. 漁場で実施可能な改革の計画立案とCARPの適用 2. 漁場改革の法的手段の制度化の策定	10.50	3
27	"	公有地における農地保有制度	DENR	公有地における農地保有制度に代わるシステム研究	1. 土着文化圏の所有形態に代わる土地保有システムの検討 2. 環境安定化のための適正な規制と実施機関の検討	2.00	3
28	"	農地区画の大きさ	DENR	高地における経済的農地区画の面積研究	1. 適正な農地区画による経営安定の検討 2. 生産力の高い農業用の開発	0.42	1
29	"	CARPプログラム	IAST	CARPプログラムの管理に関する研究	1. CARPの政策決定およびプログラムの実施手段や戦略の調査研究 2. 関連分野(情報、NGOの役割、リポートサービス、法令、モニターシステムなど)の調査研究	10.00	2

案件番号	分類		実施機関	要 請 案 件 名	主 な 実 施 事 項	所要金額 (百万円)	実施期間 (年)
	大	小					
30	組織	農地改革委員会	DAR	州 (PARCCOM) 及びバラランガイ (BARC 一村) 農地改革委員会の設立	1. 農地改革委員会の組織化と運営の支援 2. 委員会活動のモニタリングシステムの導入	958.39	1
31	"	協同組合	DAR、DA	受益者のための協同組合の開発・運営計画	1. 既存の農民組織の強化 2. 受益者による協同組合の組織化 3. 協同組合のモニタリングシステムの導入	17.40	4
32	"	外部団体	DAR	農地改革の外部団体の設立	1. DARとNGOの連携を強めるための農地改革外部団体の設立 2. NGOの連絡網設置や活動の解説書の作成		
33	"	サポートサービス	貿易産業省、DENR、DA、公共事業道路省、自治省、NGO	プログラムDの山地地域社会林 (ISF) に対するサポートサービスの強化	1. 社会林 (ISF) の山村地域の林産物の販売体制の強化 2. 零細企業に対する事業開始時の援助 3. 協同組合、小企業に関する研修	1,169.80	5
34	"	協同組合	DENR	高地にある土着文化圏に属するコミュニティにおける協同組合の設立	1. 高地における従来の協力方式に代わる協同組合の形態の在り方の調査 2. 適切な協同組合の育成	10.00	3
35	機 資 材	車 輛 通 信 施 設	DAR	CARP促進のための機資材の供与	1. 機動力を増すためのオートバイ、ランドクルーザー、特別の目的のために装備のバンなどの供与 2. コミュニケーションの円滑化のためのビデオ・視聴覚施設の供与	313.19	2
36	"	車 輛	DA	DAの車輛貸付計画の支援	1. 農業省の機動力を発揮するため農業技術者に貸すオートバイの供与	51.61	8
37	インフラ	基本施設	公共事業道路省 全国灌漑省	全国のCARP地域におけるインフラ (農村道路、港灣、小型貯水ダムなどの建設、改修)	1. 内訳は道路 (資金の19%)、港灣 (同13%)、給水設備 (同10%)、灌漑 (同41%)、小規模ダム (同17%)	25,048.38	10
38	" (機資材)	生産・加工施設	DA 全国農水審議会	CARPを支援するための農家のインフラの開発プロジェクト	1. 第1段階は生産および生産物の処理に必要な器具、施設の供与 2. 第2段階は中小規模の加工施設の供与	8,425.00	9

案件番号	分類		実施機関	要 請 案 件 名	主 な 実 施 事 項	所要金額 (百万円)	実施期間 (年)
	大	小					
39	インフラ (研究)	庁 舎	DAR	農地改革調整センター及び地方機関の設置	1. 農地改革に関係する機関の研修施設や実施計画の検討 2. 農地改革調整センターおよび地方施設設立と研修の実施	347.72	2
40	地域開発	高地開発	DENR	高地の生活水準向上計画	1. 高地のプロگرامD受益者の福祉と生活水準向上のため、農用林の開発や他の収入を増やす事業の導入 2. そのための研修の実施と機資材の供与	120.75	5
41	"	特殊営農 技術	DAR、ラカス 協会	小規模受益者の自立農家としての技術普及	1. 多様化かつ総合化された、科学的な有機農業技術の受益者に対する教育による普及付帯施設の供与	40.64	5
42	"	少数民族 地域	DAR、DENR、公共事業道 路省、NGO	少数民族文化圏内にあるコミュニティの開発事業	1. 高地における文化的少数民族の受益者に対する新技術の導入、共同体の強化による生活水準の向上 2. 必要な付帯施設の供与	22.50	5
43	"	土地管理 方式	DAR、DA、 公共事業道路省、 自治省、NGO	土地管理再編成のための事業	1. 生産物の処理を含む総合的な開発計画に資する農業生産単位の組織化 2. 各種の新単位モデルの設定	55,175.00	5
44	"	農 村 部 落	DAR、DA、 DENR、公共 事業道路省、自 治省、NGO	活性力ある農村コミュニティの発展	1. CARP地域の農業潜在力の開発 2. 農業構造の変更による経営の効率化 3. 組織の強化	1,014.53	5
45	"	農村工業	DAR	農村コミュニティにおける農村工業の発展	1. 受益者への技術の普及と協同組織の設立 2. 旧小地主に対する代替え事業の検討と実施	483.00	5
46	"	農地の統 合	DAR	農地の総合的な統合整理	1. 新技術の導入のための農業構造の改善 2. 農地利用の集約と農道の整備	2,235.87	5
47	"	パイロット 地区	DAR、アジア 非政府農地改革 促進機関	農地改革パイロット地域の開発	1. プログラムDの対象となっている1,000haの地域の受益者生活の質的向上 2. 研修、機資材の供与、団体の組織化、資金の融資などの実施	15.98	5

案件 番号	分 類		実施機関	要 請 案 件 名	主 な 実 施 事 項	所要金額 (百万円)	実施期間 (年)
	大	小					
48	"	経済管理 システム	DA	ヌエバ・エシハ州の経済管理システムの設計及び実施	1. ヌエバ・エシハ州における経済的な郡の管理システムの試行 2. 実施結果による州全体への普及	57.00	3
49	地域開発	再入植事業	DAR、DENR、DA、公共事業道路省、貿易産業省、自治省、LBP	ケイソン州第3次再入植事業	1. ケイソン州の11,629haの再入植地の生産増大による経済自立地域の確立 2. 土地制度の改革、インフラの建設、組織の強化、現金収入作物および多年性作物の導入	183.50	4
50	"	農村工業	DA、自治省、公共事業道路省、メラルコ基金、全国灌漑庁	ハラハラ農業開発計画	1. 受益入植者の組織による農村工業の発展 2. 2つの対象的地区をモデルとして設定 3. 農村工業導入のための組織の設立	214.77	5
51	"	販売ボスト トハバスト	DAR、DA	特定のCARP地域の受益者に対する販売及びボストハバストに関する援助	1. 販売を含む生産物処理の改善による収入の増大 2. 特定地域の販売、生産物処理の調査分析および支援措置の内容の決定、実施	41.97	2
52	"	中小農村 加工	DAR、貿易産業省、LBP	農地改革地域における中小企業に対する資金援助の促進・拡大	1. CARP地域に中小規模の農村加工工業の導入および普及 2. モデル施設の供給 3. 資金の融資	55.18	3
53	"	小家畜導入	DENR	山地地域の社会林(I S F) 受益者に対する家畜の提供	1. 小家畜に関する研修(牧草地管理を含む) および小家畜の普及 2. 5地区に牛(6,000頭)、山羊(6,000頭)、あひる(45,000羽)の提供	36.74	3

5-3 面会者リスト

<JICAフィリピン事務所>

宮本 守也	所 長
大島 勝彦	次 長
丹羽 憲昭	所 員
松田 昌裕	企画調査員

<在フィリピン日本大使館>

林田 直樹	一等書記官
-------	-------

<OECFフィリピン事務所>

坂井 秀之	所 長
佐中 義雄	次席駐在員

<NEDA>

CAROLINA GUINA	Director
JOSEFINA ESGUERRA	Specialist
RACHEL KAPUNAN	Development Analyst

<DAR>

PHILIP JUICO	Secretary
BENJAMIN LEONG	Under Secretary
DOROTHY TADEO	Assistant Secretary
RENATO PADILLA	”
BRICCIO TAMPARONG	”
JOSE MACALINDANG	Director
NARCISO VILLAPANDO	”
ROMULO QUIMBO	Assistant Director
ISIDRO LEON	Chief
ISABEL PEREZ	”
ESMAEL BAUSAS	”
VICTOR TAN	Special Consultant

BERNIE PALAD Special Consultant

F. KAGAHASTIAN Staff

TONY ARANDO "

JEAN FORNOLES "

DAYLEN VASQUEZ "

<DENR>

LIRIO ABUYUAN Assistant Secretary

FRANCISCA DAYRIT Director

RAFAEL CAMAT Chief

<DA>

APOLONIO BAUTISTA Under Secretary

J.P.MERCADER Assistant Secretary

JOEMARI GEROCBI "

RACHEL QUERO Specialist

CHARO CASCOLAN "

JESSA MANGONON "

SHIGETAKA SABURI " (JICA)

<LBP>

DEOGRACIAS VISTAN President

ROSALINA PAZ-MAGAT Assistant Vice-President

NORBERTO MAZARENO Consultant

<IAST>

LUZVIMINDA CORNISTA Director

<DAR事務所 (リージョンIV) >

WILFREDO LEANO Director

HELEW CRWZ Staff

<DAR事務所 (ラグナ) >

DURANTE UBEDA Agrarian Reform Officer

ALEXANDER PLANTILLA Staff

<DAR事務所 (ロザリオ) >

GERMINIANO ESQUERRA Director

<バランガイ>

RICARE ROSE BARC Chairman

<アシェンダ>

FELICIANO DICENA

<ADB>

THOMAS WALSH Senior Country Officer

EIJI KOBAYASHI Agriculture Manager

AKIRA MURATA Programs Officer

<USAID>

RODGER GARNER Officer in Charge

<WB>

FARRUKH IQBAL Resident Economist

5-4 機關別收集資料 (英文)

< J I C A >

1. DAR-LAGUNA Financial Requirements for CY 89'
2. Status of BARC Organization by Province 9, Dec. 88'
3. Request for Technical Assistance
4. Proposed Projects for Japanese Assistance 1989-1992
5. Summary of Projects Proposed for Possible
——Japanese Assistance(1989-1992)——
6. Active List of DENR programs/Projects Proposed for Japanese Grant-In-Aid and Technical Cooperation Program
7. Establishment of an Agrarian Reform Reseach and Coordination Center and Satellites
8. Executive Summary
9. Prject Proposal for Technical Assistance

< N E D A >

1. Primer on The NEDA Rules and Regulations Governing Exemptions From Customs Duties
September 1988'
2. Summaries of Completed and Ongoing Research Projects 1979-1985
Volume II
3. Philippine Development Report 1987
June 1988'
4. Medium-Term Philippine Development Plan 1987-1992
November 1986'
5. Medium-Term Public Investment Program 1988-1992
June 1988'
6. Philippine Statistical Year Book 88'
September 1988'

7. Updates on The Medium-Term Philippine Development Plan 1988-1992
July 1988'

< D A R >

1. Project Proposals for Possible Japanese Assistance
2. CARP Accomplishment Report January-September 1988
December 5 1988'
3. Workload by Province and Region
4. DAR, Region IV - Profile
- Administrative and Operational Activities
5. Project Area Profile (Proposed Land Consolidation Project-Roxas Estate) Nasugbu, Batangas
6. Request for Technical Assistance

< D E N R >

1. Agricultural Mapping for The Comprehensive Agrarian Reform Program of
The Philippines

< D A >

1. Executive Summary - Agricultural Support Service to CARP
2. Project Proposal for Technical Assistance
—Agri-Based Industries Development Program—
3. DA Program Thrust for Agrarian Reform Beneficiaries in Relation to
The CARP
4. Extension Service for The Comprehensive Agrarian Reform Program
5. Agricultural Research and Extension Agenda (Narea)
1988-1992

< L B P >

1. LBP Project Profiles
2. Land Bank in 1987

<ADB>

1. Agricultural Tenancy Act and Code of Agrarian Reforms
1987'
2. The Philippine Agrarian Reform Program
1986'
3. Salient Features of The CARP
4. CARP

<USAID>

Comprehensive Agrarian Reform Program Implementation in The
Philippines in 1988/89
August 1988'

<Embassy of Italy>

1. Italian Commitment to CARP
2. Riepilogo Status Dei Progetti Al 27 Febbraio 1989

<Center for Research and Communication>

1. Memos No.23 May 1988'
2. Position Paper of The Management Association of The Philippines on
The CARP
3. Agrarian Reform : Nothing to CARP About

